

平成28年6月第4回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成28年6月18日第4回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
11番	鞠 子 幸 則	12番	大 槻 和 弘
13番	百 井 いと子	14番	鈴 木 邦 昭
15番	木 村 満	16番	熊 田 芳 子
17番	佐 藤 ア ヤ	18番	佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 高野 進議員、7番 安藤美重子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

子育て支援の充実について、そして雨水貯留タンクの設置の助成について、2点質問いたしますので、ご答弁お願いいたします。

それでは、初めに子育て支援の充実についてであります。

昨年の4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし、1年が過ぎました。この制度は、親の就労の有無や住んでいる地域の違いにかかわらず、全ての子供に良質な発達環境を保障し、親の子育てを社会全体で支援することを目指した制度であります。匿名ブログ「保育園落ちた」をきっかけに、待機児童問題は今国会でも議論になり、緊急対策を発表しております。

本町では、本年4月、41人の待機児童がおります。ゼロ歳から2歳児の待機なんだそうですけれども、本町の今後5年間の保育ニーズと保育施設の対策について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成28年度の保育所の利用待機児童は、4月1日現在、実数で41人となっておりますが、昨年同期の107人と比較しますと、66人減少しております。減少の主な要因といたしましては、今年4月に定員80人の認可保育所であるクロワール保育園わたりが開園したほか、定員19人の小規模保育施設であります保育園フレンド並びにゆうき保育園の開園により、新たな定員で118人の受け入れが可能になったことによるものでございます。また、利用待機となっている児童は、全て3歳未満の低年齢児であり、3歳以上の待機については解消している状況であります。

ご質問のありました今後5年間の保育ニーズにつきましては、本町の子ども・子育て支援事業計画においてニーズ調査をもとに算出しており、計画期間最終年度の平成31年度におきましては、712人のニーズがあり、そのうち低年齢児を280人と見込んでおります。

計画におきましては、平成31年度までに事業所内保育及び家庭的保育事業所の整備を行うことで、待機児童については解消する見込みではありますが、最新の保育ニーズの動向に注意しながら、受け皿の確保に努め、引き続き利用待機児童の解消を目指してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 亘理町で昨年計画いたしました子ども・子育て支援事業計画によりますと、保育所、町長からご答弁いただきましたけれども、クロワール保育園だけの新設を目指しておりました。そのほかに小規模保育事業、28年度に38人の確保を図りましたが、その後31年度まで新たな新設計画はありません。家庭的保育事業は、

28年度は5人、29年度は10人を目指し、増設を示しておりますが、この計画で待機児童ゼロになるということは、ちょっとなかなか考えられないのかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は、先日3日前、4日前だったですかね、クロワール保育園の理事長さんとそれから園長さんがご挨拶に来ていただきまして、いろいろお話ししたんですけれども、あの組織は介護施設も運営しているようでございまして、そういった医療関係も大分いろいろとやっているようでございまして、そういった対応もできるようでございます。

今までとといいますか、我々の直営でやっている感覚というか、考え方とは違うような経営の仕方ができるのかなと思います。やっぱりこれからの保育ニーズというのはいろいろ多様化もしてきています。ただ保育すればいいんだというか、人員だけ確保すればいいんだという状態ではなくなってきているのかと。現在の低年齢化のニーズ増大もその辺にあらうかなと思います。この辺に十分対応していきたいなというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 子育て支援新制度では、待機児童にはカウントされない、潜在的な保育ニーズも含めて、整備計画を立てることになっておりましたが、保育所整備の規模、スピードは実態から離れているように考えます。今の整備計画でいいのか、再点検が必要と考えます。今町長からもお話しいただきましたけれども、やっぱり子供さん、低年齢、ゼロ歳から2歳児までのその年齢の待機の解消は、本当に町として必要だと思いますけれども、そういう部分でのニーズが去年ニーズ調査したときよりもふえているということは間違いないと思いますけれども、そういうことを踏まえて、再点検をする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりだと思います。再点検というのも常時やっぱりニーズを見きわめながら、先ほども申し上げたと思いますけれども、対応していきたいと思いますし、今申し上げたとおり、いわゆる役場の考え、発想だけじゃなくて、今回クロワールさんに運営していただいたわけですが、これから保育においては民間の発想というか、運営というのは非常に大事になってくると思います。特

に、何度も言いますが、保育に対するニーズが多様化してきている。それに対応するには、民間の活力が絶対必要だと思うので、この点を含めながらいろいろと検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 民間の活力というのも絶対必要だと思いますけれども、今待機児童を抱えていらっしゃる保護者の方は、もう一日も早く保育所の対応をお願いしたいという思いでいっぱいだと思うんですけども、今まで西児童館の前にあったユネスコで建てていただいたあの施設は、今空いている状況です。もう早急にという部分を考えると、あそこで何とか待機児童の解消につながらないのかなと考えますけれども、あその施設は保育所として建てていただいた施設ですので、保育所として活用ができればいいのかなと思いますけれども、この点どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘の現在の待機児童の内容につきまして、福祉課長のほうから、待機児童の内容、どういったあれが待機になっているかということについて説明したいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 現在の待機児童につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、41名の待機児童というようなことで、内容といたしましては、やはり公立の保育所、または小規模保育施設、民間の保育園に入れなかった方が認可外の保育園に通われていたり、あとは保育所の入所の申請の際に、普通は希望1から希望3までとっているんですが、希望1の施設しかなかったということで、そこに入所判定委員会において、点数がなかなか満たなかったというようなことで第1希望に入れないので、第2希望ありませんので入れないというような方もいらっしゃいます。その方々が今実数で41名いるというようなことで、待機児童の内容についてはそのようなところがございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） ただいまのご質問のユニセフから寄贈いただいた吉田西児童館にある建物でございますけれども、前にも質問が出まして、主任部会という保育士の中の主任さんクラスで検討していただいております。それで、あくまでも児童福

社施設ということで、保育所限定ではなかったんですけども、児童福祉施設としてプレートもいただきまして、掲示しているとおり児童福祉に役立てるということでは考えてございます。

ただ、保育所的にすぐに運営するにいたしましても、やれる事業所、町でやるのかということも含めていろいろ検討しなくてはならないものですから、まず前段として町の子育て支援の中でどういう活用ができるかということで協議をさせてもらっているところでございます。ちょっと時間がかかっているところで申しわけないんですが、そういう状況でございます。

それから、先ほどのニーズを改めて再調査とか云々とあったんですけども、子ども・子育て審議会の中で計画の進捗とか、再チェックすることになってございますので、その中で十分検討はしていくものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ吉田の児童館の前にある今使われていない建物、あのまんまにしておいてもかえって傷んでくるような状況なのかなと思いますので、本当に必要なときに使うという、そういうことが大事なのかなと思いますので、前向きに検討いただきたいと思います。

そして、また以前、待機児童が100人近くいたときに、できれば逢隈周辺で保育園をやりたいというようなご答弁をいただいておりますけれども、今の待機の状況は地域で言いますと、やっぱり亘理とか逢隈とかが多いのでしょうか。吉田の西のほうのここを使う、余り向こうのほうの待機者がいないから、なかなか目を向けていないのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがなんでしょうか。逢隈のほうにこれからの計画として、保育園はどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員ご指摘のとおり逢隈のほうは、今回の震災後も大分住居もふえましたし、人口もふえました。当然その辺も見据えていろいろと検討してまいりたいと、そのように思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど小規模保育園での受け入れの上限を19人から22人に引き上げたこと、これを町ではすぐ対応されたと思いますけれども、ここら辺もう一度聞きた

いと思います。

あと、もう1点、待機児童の多い市町村に対して、ことしの4月から保育コンシェルジュの設置が図られました。このコンシェルジュは、保育を希望する保護者の仕事や生活スタイルなど、個別のニーズや状況を把握した上で、適切な保育サービスを紹介しておりますが、まだまだ町民には周知されていないように思われます。横浜市では、物すごい待機児童がいたんですけれども、このコンシェルジュの配置で待機児童を減らしたという、そういう実績もあります。建物や施設の整備だけでなく、多様な保育資源を組み合わせることで保護者のニーズに対応しているというような話を聞いております。また、コンシェルジュは子育て世代の不安を受けとめてくれる相手としても大きな役割があるというような評価もされております。本町としてのコンシェルジュの活用、今どのような状況になっていますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうから答弁させます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ただいまコンシェルジュというような話をいただいたんですが、ことしの4月から福祉課の窓口のほうに利用者の支援員ということで、コンシェルジュ1名を配置しております。このコンシェルジュの周知につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますが、なかなか皆さんに周知できていないのではないかなというようなご指摘ですので、こちらもいろいろな機会を捉えまして、コンシェルジュがいるというようなことで、町民の方々に周知を図っていききたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やっぱり待機児童がいるというのは、大変大きな課題なのかもしれませんが、この町で子供を育てたいという、そういう思いの方、やっぱり保育園を新たに建てても、またどんどんふえてきているというのは、この町が魅力がある町、子供を育てやすい町だからと思います。どうぞ前向きに若い人たちがここに住んでよかったと、子供を育てる町として安心して保育をお願いできるというような、そういうまちづくりをお願いしたいと思います。

それでは、次に入ります。保育士の待遇改善が必要なのではないかなという点につ

いてお伺いいたします。

保育士不足が深刻化しております。その要因の一つが待遇の悪さです。保育士の待遇改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 保育士の処遇改善につきましては、私立保育園においては昨年度、人事院勧告に基づき、施設型給付費の処遇改善加算が1.9%上乘せされたところであり、設置法人の方針に基づき、改善が行われているところであります。

さて、県内の臨時保育士、パートの保育士の賃金につきましては、近年上昇傾向にあります。一方、改善が難しい保育施設も少なくありません。保育士の処遇改善につきましては、保育士の確保及び離職防止が主な目的になっておりますけれども、各施設が互いに賃金を上げ合い、保育士を取り合う形となっており、決して好ましいものではないと思っております。

本町におきましては、公立、私立保育所とも臨時等保育士の賃金に大きな格差は生じておりませんが、保育士の業務負担に応じた適正な賃金の支給は、保育の質の確保にも大きく影響するものでありますから、近隣市町の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今本町の保育士の正職、それから臨時、パート、大体どれぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。まずその点、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在公立保育所の臨時保育士数は29人ということになっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 正職、臨時、パートという部分での数をお聞きいたしました。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の手元の資料から申し上げたいと思っておりますけれども、臨時保育士数が29人、それから臨時保育補助、資格なしの方ですね、この方が22人となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ただいまのご質問で、正職員は何名かというご質問もありましたが、保育所の正職員の数につきましては45名というふうになっております。以上で

ございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ほかの市町村に比べると、正職の割合が亶理町は若干多いのかなと思いますけれども、亶理の臨時職員の1日の手当は7,200円です。それを20日働くと大体14万4,000円、そこから健康保険とか、介護保険とか、厚生年金とか、雇用保険とか、所得税、住民税を差し引くと大体もう11万2,000円ぐらいになります。これが現実です。臨時職員の方は正職員と同じようにお便りを書いたり、資料をつくったり、本当に責任の重い仕事をしております。何よりも子供の安全というか、子供を預かっている、命を預かっている部分で毎日緊張をしながら仕事をしているような状況です。

先ほど町長も言われましたように、保育士の確保の競争が始まっております。本町においても、周りの市町村と比べられてやっぱり処遇の改善は必要のかなと思います。例えば隣の岩沼市は、日額7,300円、それに勤務経験により加算の支給をしているということです。あと、富谷町は8,800円、仙台が8,620円で、女川町が高いですね、9,200円、名取市は8,000円というような、そういう臨時職員の賃金が示されております。

本町でもやっぱりここら辺、7,200円というのは私は高いほうではないと思います。保育士だけでなく、臨時職員の方、全体にかかわることだとは思いますが、この保育士の部分だけでも、だけでもというのは語弊があるかもしれませんが、やっぱりいい保育士を確保するためには、処遇の改善というのは私は必要のかなと思いますけれども、ご答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思いますけれども、当然近隣市町の動向というのは大事ですし、その辺を踏まえて亶理町の考え方として賃金も定めていきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あと交通費等、そういうのもなんですけれども、距離によって町外から来た方には交通費が支給されていると思いますけれども、現実に保育園に2回通っていらっしゃる方もいらっしゃいます。朝来て1回帰って、また午後から来て、お仕事して夜に帰るといふ、やっぱりそこら辺の方とか現場をしっかりと見ていた

だいて、交通は2回、行って来て、行って来てというような状況になっているような臨時職員の方もいらっしゃいますので、パートの方もいらっしゃいますので、ぜひそこら辺も考えて、何かプラスされるという、そういうのを示していただくと、本当に楽しそうに働いていらっしゃるというのと、あとそれがちゃんと賃金に反映されているというような、そういうのも示していく必要があるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

保育現場で働く人たちの処遇改善が本当に保育の質の担保にとって、必須課題になります。子供たちに良質な発達環境を保障するためにも、しっかりと財源を確保して、保育士の処遇改善に向けて取り組んでいくことが必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

次に入ります。3番目、不妊治療、不育治療への支援策はについてお伺いいたします。

赤ちゃんが欲しいと願っているのに、なかなか授からない、もしかしたら不妊症かもしれないと人知れず悩んでいる人は少なくありません。子供は自然に授かるものという考えを持っている方も多い中で、不妊症は深刻な悩みとなっております。

今、不妊症は10組に1組の割合と言われております。近年晩婚化が進んでいる中で、女性の年齢が高まるにつれて、妊娠の可能性はどんどん低くなっていると言われております。女性の妊娠する力は年齢とともに穏やかに低下していますが、自然の状態で30歳を超えると年に約3%ずつ妊娠率が低くなって、35歳では25歳の女性に比べて約50%の妊娠率になるとと言われております。40歳以上の妊娠率は、生殖補助技術を使っても低い状況になっていると言われております。

しかし、不妊治療の進歩は目覚ましいものがあり、ここ十数年で体外授精や顕微授精を初めとする生殖補助医療技術により、現在日本で生まれてくる子供の50人に1人は、この生殖補助医療技術による妊娠と言われております。以前なら決して妊娠できなかったカップルにも子供が生まれ、妊娠ができる可能性は本当に広がっております。

このことから、全国の不妊症のご夫婦に赤ちゃんが授かることができるのであれば、約30万人の出生数がふえると言われております。不妊治療は特殊なことのようには思われますが、一般の診療と同じで必要最低限の検査で不妊の原因を調べることから始めます。原因が特定されれば、その原因に応じた最適な治療方法が用意され

ます。この不妊の原因は1つとは限らず、また治療方法も複数選択が用意されています。

一方、不妊治療では一部保険適用になるものもありますが、適用される回数には限度があります。タイミング療法では3,000円から8,000円、人工授精では1万5,000円から3万円などの費用がかかり、体外授精などの高度医療に関しては、健康保険は全く適用されず、治療費は全額自己負担になります。そのため、高度医療費の費用は、体外授精が1回に30万円から50万円、顕微授精が1回に35万円から60万円かかります。体外授精や顕微授精は年に1回から3回挑戦すると、年間約100万円を超える費用がかかると言われております。1回当たりの不妊治療を受けられない夫婦もたくさんいらっしゃいます。治療を受けたカップルの10組に1組から2組は、年齢的なことや経済的なことで結果を出さないままに泣く泣く治療を諦めざるを得ないというのが現状のようです。

本町の不妊治療に関する現状、状況についてお伺いしたいと思います。また、町の支援の考えはいかがですか。この点についてまずお伺いしたいと思いますけれども。あともう一つありますよね。済みません。

不育症の治療について、不育症というのは、妊娠はするもののお腹の中で胎児が育たず、流産や死産を繰り返して子供が持てないことです。原因はいろいろと考えられていますが、染色体異常や、血が固まりやすく胎児に必要な酸素や栄養素を届けることができない脂質抗体症候群などの場合が多いと言われております。検査の費用は5万円前後かかるようです。本町の少子化対策の観点からも、若い夫婦の負担軽減につながるよう不育症の助成も必要と考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まず今2番目におっしゃいました不育症についてなんですけれども、おっしゃるとおり、妊娠はするもののお腹の中で胎児が育たず、流産や死産を繰り返し子供が持てないことで、原因はさまざまに考えられますけれども、検査もさまざまに保険適用になるものも多くあると伺っております。その不育症の原因によっては、不妊治療となる方もおります。不妊治療は保険適用とならず、全額自己負担となっていることなどから、子供を持ちたくても持てない夫婦の経済的負担は、ご指摘のとおり大きいものであります。

宮城県では、平成16年度から「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施し、費用の一部助成を実施しておりますけれども、本町といたしましても、不妊に悩む方への不妊治療費の支援につきましては、第5次亘理町総合発展計画及び亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略において重点的に取り組む施策の一つとしておりますので、高額な治療費や精神的な負担を少しでも軽減し、子供を持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援するため、県の助成対象者となった方へ不妊治療費用の一部を上乗せ助成したいと考えており、今年度から「亘理町特定不妊治療費助成事業」として実施してまいりたいと考えております。

助成対象者は、体外授精、顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された婚姻している夫婦で、県の一部助成対象者になっており、本町に住所がある方で助成限度額は1回10万円以内とするものであります。

今後、7月1日号の広報等で周知するとともに、県に確認し、県の助成を受けている対象者の方には、申請書等を通知する考えでおります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町で県のほうに不妊治療の申請をしていらっしゃる方は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の手元にある分で申し上げますけれども、平成24年度で17件、それから25年度で21件、26年度で22件、昨年27年度で19件となっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町でも助成をするという方向、経済的な部分とか心の部分、すごく助かると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

不育症というのも若いカップルにとったら大変な悩みだと思います。保険の適用になるものも調べましたら結構あるんですけども、ここら辺も町独自で支援をしていくよという、そういう方向は考えられないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課のほうから答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいまの不育症についてでございますが、先ほど議員が

おっしゃられたとおり、検査項目がさまざまで5万円前後の治療検査が必要だということ承知しています。そのほとんどが保険適用ということを知っておりますので、近隣市町においても不育症についての助成は厚労省もまだ行っていないところなので、本町におきましても近隣市町の動向を見ながら考えていく必要があると考えていくと思っております。今はまず不妊治療で実際にどのくらいの方が必要とされているのか、今年度実施することでまたそちらのほうで支援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に子供が欲しいと願っている全てのご夫婦が出産を諦めることなく、前向きに妊娠、出産ができるような環境の整備というのは大事なことだと思いますので、その点を申し上げ、次に入ります。

4番目です。妊娠期から子育てまでの切れ目のない相談支援を行う窓口の設置が必要ではないかということについてのご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 近年、核家族化や地域のつながりの希薄化によりまして、地域において妊産婦やその家庭を支える力が弱くなっているように思われます。そのようなことから妊娠、出産及び子育てに関する不安がふえておりまして、妊娠、出産包括支援の必要性が高まっているのではないかと考えております。

ご質問の相談支援窓口につきましては、利用者支援事業の母子保健型に当たろうかと思っております。本町におきましては今年4月から福祉課に利用者支援員を配置し、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の提供や相談、保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう調整等を行う利用者支援事業の基本型を実施しておりますが、その基本型に加え、保健師等が専門的見地から相談支援等を行うものであります。

実施場所につきましては、国の利用者支援事業実施要綱において、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施することとされていることから、現在新たに整備を計画しております保健福祉センター内に相談窓口の設置を検討してまいりたいと、そのように考えております。当面の間は、このような施設でございますから、保護者から育児等に関する相談があった場合には、福祉課及び健康推進課が連携しまして、迅速に相談・助言ができる体制を確保してまいりたい

と、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、全国では大体138の市町村で設置されております。国のほうでは平成32年度末まで全国展開を掲げております。岩沼市のほうでは子育て包括支援センターというのができておりますけれども、私はお年寄りの方の包括支援センター、ようやく皆さんわかってきたかなと思います。あそこに行けば何でもやってもらえるから、真っすぐあそこに行くんだというお年寄りの方、たくさんいらっしゃいますけれども、子育てしていらっしゃるお母さんたちは、本当に忙しい中で役場に来て、あっちに行って、こっちに行くと余り時間のない中で来るものですから、ばたばたとしているようなそういう状況がよく見られます。それこそ子育てしているお母さんたちが1カ所に来て、全てそこでお話が済むのであれば、来た価値があるというか、喜んで自分の思いが伝わって、帰られるというかサービスを受けることができるのかなと思います。

ここでなくて、あっちだよと言われた時点で、また行かなくちゃならないのと、もう隣なんですけれども、やっぱりそのように思うんだそうです。ぜひできれば、妊娠から子育てのところまで一括して町の窓口、子供の相談はここに行けば、お年寄りの相談と同じように包括支援センター、包括の部分での対応ができる相談の窓口は、私は早急に必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまも2人の関係課の課長が並んで座っておりますけれども、今の施設でも保健福祉のほうと健康推進のほうは並んでいます。ですから、よくぼろは着ていても心は錦という言葉がありますけれども、今のところは本当に町民にとっては粗末な我々の施設ですけれども、仕事の面では万全にやっぺいこうということでやっておりますから、当分の間は相談室もここにありますので、すぐ相談室に来られますから、当面の間はそれで我慢していただきまして、ただ内容については、万全に対応していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 多分町に来れば大丈夫だと思いますけれども、来られる方があそこに行けば大丈夫だという、あと相談される方が同じ方がいらっしゃるというそこだけでも安心だと思うんです。この間来たんだけど、あの人すごく話しやすかつ

たと。だから、またあそこに行って相談をしたいという、そういう窓口というのは私は必要なことだと思います。

今でも母子手帳は、健康推進課ですよ。あと妊娠中とかは医療機関、あと子育て支援については福祉課もありますし、健康推進課とか生涯学習課とかいろんなところでまたがってやっていますけれども、ここを一本化するという町の行政の中では大変かもしれませんけれども、町民にとったらあっちに行ってこっちに行ってという部分がなくなる。一本化ができるというのは物すごいサービスを提供することにつながると思いますけれども、そしてまた今いろんなことがあります。

子供の虐待とかという部分も本当に親がぎりぎりになって、もうどうしようもなくなっているのかちょっとわかりませんが、そういうことの一步手前で何とかそういう相談ができる体制をつくっていくというのも大事なことかと思えます。その虐待の半分近くが2歳ぐらまでのパーセントで占めると今言われております。

ぜひお母さんたち、ご父兄の方、保護者の方が安心して子供の相談ができる窓口というのは、町の職員の方はすぐ対応して下さると思いますけれども、来るほうの方がここにという部分をはっきり示していただくとすごくいいことなのかなと思いますけれども、この点について、町はこれはやっていかなくちゃならないと思えます。現状として待機児童も今41人もいらっしゃいます。まだまだ若い人たちがこの町に住んでくることは間違いないと思えますので、子供の安心できる相談の窓口、支援できる窓口の設置、一本化は町のこれからの大きな施策の一つにつながると思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、町民の方が本当に来てわかりやすいというか、相談しやすい、そういった工夫を現在の現状の中で、ひとつ構築していきたいとこのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 時代とともに、私たちのときは3歳までは親がみたいな、そういう感覚が普通でしたけれども、今は時代とともに家庭や地域のあり方が変化しております。妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組み、保護者を支える仕組みが極めて大切なことになってきております。

亘理町でまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3にありますけれども、子育て支援に示している若い世代が定住し、結婚、出産、子育てを安心してできるまちをつくるということにもつながると思いますので、ぜひできることから、まず町民の皆さんの声がしっかりと届くようなそういう窓口の設置というのは、できることだと思います。建物をつくったり何かするのは若干時間かかるかもしれませんが、この困っていることを聞いたり、要望を聞いたりすれば、これからの町にとってとっても大事なことだと思います。自治体のやる気というんですかね、そこら辺が大事なことになってきていると思いますので、どうぞお願いしたいと思います。

2番目に入ります。雨水貯留タンク設置の助成についてであります。

近隣の市では、防災に対する意識の向上、啓発の促進、水害の軽減を図るため、雨水貯留タンクを設置した個人や法人に対して、補助金を交付しております。本町でも今後取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 家庭などへの雨水貯留タンクの設置につきましては、雨水を有効利用することができる上、合流式（雨水と汚水を全て下水道へ）の下水道を採用しております仙台市の一部等、都市部の地域においては集中豪雨時に下水道や河川の洪水を抑えることができるなど、近年注目されているところであります。

亘理町におきましては下水道は、分流式（雨水は側溝や水路へ、汚水は下水道へ）を採用しております。合流式を採用している地域と比べて、洪水の抑制効果は薄いものと考えております。また、亘理町におきましては、田んぼを初め豊かな自然遊水池の役割を担っていることが多くあるわけでございます。さらに、本町におきましては災害時に井戸水の供給が可能な町内の井戸を、亘理町災害時協力井戸として144カ所の登録をいただいております。災害時における町民への飲料や、生活用水の確保を図る体制をとっている状況でもあります。

しかしながら、水循環基本法及び雨水の利用の促進に関する法律が施行され、雨水の一時貯留による散水や、消火のための使用、その他災害時における雨水の利用と河川・水路等への雨水の集中的な流出の抑制についても期待が高まることから、今後も国からの財政支援の状況と近隣市町の動向を伺ってまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 有効な資源となる雨水を流すから今度ためるといふそういう発想に変えてみてはいかがでしょう。本当に水が利用できなかった震災のとき、トイレに流す水とか大変な思いをしたことがこの間のように思い出されますけれども、一番困ったのが水の確保だったような気がします。県内では、仙台市、石巻市、多賀城市、岩沼市が雨水タンクへの補助制度を実施しております。岩沼市では、防災に対する市民意識の向上、啓発、促進及び水害の軽減のため、雨水貯留タンクを設置した個人、法人に対して購入及び設置に要した費用に補助金を交付しております。購入費用の2分の1の額で、上限は2万5,000円というふうに岩沼市の広報に載っております。

流すからためるといふ発想、そして災害時のあのときのことを忘れない、水はちゃんといつでも確保しておかなくちゃならないというそういう意識の啓発にもつながると思いますけれども、町では近隣の市町村の状況を見たり、国からお金の入ってくる状況を見てというふうにありますけれども、やっぱり3・11から5年が過ぎて、この間の6・12のときも思いましたけれども、我が家では一番最初に水を確保しなくちゃだめだねという話を家族の中でもさせてもらいましたけれども、こういう意識の高揚にもつながると思いますけれども、町で雨水貯留タンクの助成についてやるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、このことにつきましては資源の再利用という観点からも大変いい政策だと思います。ただ、補助金ということになると当然お金が必要になってくるわけですから、この辺は前申し上げたとおり、もう少し慎重に、国の動向を見ながら、その辺で判断させていただきたいと思います。資源の再利用は環境の面からすれば、おっしゃるとおりでございます。これについては、見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今ホームセンターに行きますと、この雨水貯留タンクがあつて、その隣に市町村からの助成があります、ちゃんと調べてからというふうなことも書いてありました。それを見た亘理の町民の方が、亘理もあるのかしらという、そこから今回いろいろ調べて質問をさせていただきましたけれども、やっぱりホームセン

ターなんかに行かれて、亘理とこの隣の岩沼市をどうしても比べてしまったのかなと思いますけれども、やっぱりそこら辺は大事なことだと思います。町でできることはやっていかなくちやならないのかなと思います。毎年10基とか、15基とか、2万5,000円でなくても1万円でも1万5,000円でも、毎年、毎年続けていくことによって、町民の方の意識の高揚につながると思いますので、お願いしたいと思います。雨水の有効活用というのは、災害時に限らず水資源の有効利用、あと環境対策、河川対策など多方面の効果も持っておりますので、先進的な取り組みをしている自治体を参考にして、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、14番。鈴木邦昭議員、登壇。

[14番 鈴木邦昭君 登壇]

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目めは少子化対策、2項目めは孤独死対策について、3項目めには総務課消防関連担当者の配置について、以上3項目質問いたします。

それでは、まず1項目めの少子化対策について伺います。

1点目、本町の若い子育ての家庭から少子化対策として保育園費等の負担軽減を求める声も多く上がっております。こうした実態を踏まえ、少子化対策として3歳未満の第2子以降を対象に所得制限を設け、具体的な協議を進め、保育料を本町独自で無料にする考えについていかがか、町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町の保育料につきましては、子ども・子育て支援制度の施行に伴いまして、平成27年3月に改正したものでございますけれども、現行の保育料の多子軽減は、国の基準に準じて第1子が小学生以上で、第2子、第3子が保育所に入る場合、第2子が全額、第3子が半額となっているのが現状でございます。

国では、今年度から年収約360万円未満相当の低所得世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第1子が小学生以上であっても、第2子の保育料を半額、第2子以降を無償化するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯への優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降を無償とすることとしていることから、亘理町におきましてもこれに準じて実施してまいりたいというふうに考

えております。

鈴木議員のご提案につきまして、現在保育所の利用待機となっている世帯の中には、やむを得ず認可外保育施設等を利用している方もおり、公平性の観点から町独自の施策により、保育料を無償化するには十分な検討が必要であろうかと思っております。子育て世帯の経済的安定を図るためには、まず就労の安定を図ることが重要であり、町といたしましては保育所等の利用待機児童の解消が最優先の課題と受けとめておりますので、今後も引き続き保育ニーズの動向に注視しながら、受け皿の確保に努めてまいりたいとそのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今答弁ございましたけれども、本町独自で保育料無償にするには十分な検討が必要だということですが、やはり本町独自で本当なら3歳未満、第2子以降と言わず、第1子から全部の子供を無料にすればいいのではないかと、こう思うわけですが、本町の財源というのもあるでしょうから、3歳未満の第2子以降を無料にすることで私は質問したわけですが、町外の方、このお話を聞きますと、亘理町にも若い夫婦が転入してくるのではないかと考えるわけですが、そしてまた出生率も上がるのではないかと私はこう思うわけですが、本町でも年々人口減となっており、高齢化が進む中で若い人を少しでも呼び寄せるにはよその市町村で実施していないことをすると、要するに何か手を打たないと若い方はこちらのほうには目を向けてくれない、本町に目を向けてくれないと思うわけであります。

いつも町長の答弁を聞いておりますと、国の基準に準じて定めたとか、今後も国の基準を踏まえながらというような答弁、これは昨年のある議員の方の答弁でございましたけれども、やはりそうではなく本町独自のカラーを出しませんと、どこも同じだと、こういったことで人口減少や少子化対策、これに歯どめがきかなくなるのではないかと、こう思うわけでありますが、本町独自のカラーを出して、そして少子化対策に取り組むということについての考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 本町独自のということは非常に大事なことでございますし、私もぜひ進めたいと思います。ただ、問題なのはやはり財源かなということで、この財源につきまして、どうしても今の状況からしますと、国の方針、それによる財政的措

置、これは大変重要になってきます。その点を踏まえて独自の施策は山々なんですけれども、そこには必ず財源というのがついてまいります。この点も踏まえた中で、議員おっしゃるとおり、当町の少子高齢化対策、この点については今後も意を用いていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどはアヤ議員もまち・ひと・しごと創生総合戦略の件を出しておりましたけれども、私もこの中の人口ビジョン、この中に町外へ若者が流出していると。この流出している人の流れを変えるとあります。少子化対策の一環として、小さな子供さんを持った若い夫婦の流れをとめるには、どのように流れを変えるか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） やはり一番は、職場の確保といいますか、よく私申し上げておりますけれども、どうしても亘理町は仙台圏でございますから、仙台との利便性をよりよく図っていくと。それから、今ご指摘あるように、若い方々の負担を含めましての亘理町における暮らしやすさといいますか、この辺が大変重要になってこようかなと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに亘理町は仙台圏には通勤圏、電車でも30分と、車でも遠いところでも1時間ちょっとかかるのかなとは思いますが、非常に便利な場所でもあると思いますので、ぜひこういったことも考えながら町のほうでまた計画を練っていただきたいと、このように思います。

これは、あくまで個人の判断を尊重することが前提でございますけれども、若い人たちが安心して結婚でき、子供を生み育てられる環境をつくらなければならないと、こう思うわけでありまして、今までは少子化対策といいますと、子育て支援に重点を置いてきたわけでございますけれども、今回は3歳未満の第2子以降の保育料の無料ということについて質問したわけでございますけれども、やはり新たに結婚や教育段階における支援を加え、これまで以上にこの少子化対策の充実を図らなければならないとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、今後ともその件につきましては、十分に対応して

まいりたいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） やはり本町のカラーを出して、まず先に保育料の軽減対策、少子化対策、確かにこの財源というのが一番大きいわけでございますけれども、何といたっても亘理町の未来がかかっていると私は思うわけでございます。

2 項目めに入ります。孤独死対策について伺います。

災害公営集合住宅入居者のひとり世帯は、高齢者も非常に多く入居しております。今後、本町として孤独死を未然に防ぐ対策があるのか、町長の見解を伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 昨今、全国的に高齢者や障害のある方が近隣に気づかれないうちに亡くなって、日数が経過してから発見されるというケースが増加しております。亘理町におきましても、3月に大谷地住宅において同様の事案が発生していることから、大きな社会問題として認識しております。地域での孤立を防止するための取り組みを行っているところであります。

災害公営住宅につきましては、現在集会所を利用した介護予防教室や、傾聴事業を行い、引きこもりとまらないよう声がけすることで、未然に防ぐ対策を講じております。また、亘理町の特定健診の状況を見ますと40代、50代、60代の男性について健診受診率の低さや、健康意識の低下等が課題になっていることから、健康への支援が必要と考えております。災害公営住宅の入居者の方につきましても、震災後、家族構成の変化や地域のつながりが希薄になることなどにより、男性の独居世帯の孤立や健康被害が懸念されております。そのようなことから、災害公営住宅の入居者の健康被害による突然死等を未然に防ぐためには、災害公営住宅入居者の男性独居世帯については、健診の勧め、食事、運動、休養の保健指導を含めた支援をサポートセンターを中心に、保健師、看護師、栄養士、さらには県の心のケアセンター職員も交えまして、グループ支援、個別支援を現在実施しているところであります。

民生委員の皆さんにおきましても、訪問活動や社会参加活動など、さまざまな支援に取り組んでいただいております。さらには災害公営住宅に限ったことではないんですけれども、亘理町高齢者等見守りに関する協力協定によりまして、郵便局、河北新報社の販売店、みやぎ生活協同組合との連携を図り、従業員の皆さんに町民の方々の異変に気づいた際には、本町の担当課や社会福祉協議会に連絡をいただくよ

う、連携体制を確立しているところであります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今のお話を聞きますと、3月に大谷地でもあったと答弁にありましたけれども、先日の5月20日付の河北新報に掲載されておりましたけれども、多賀城市の災害公営住宅で5月19日、ひとり暮らしの無職の男性が死亡していると、こういうのが出ておりました。そしてまた、多賀城市ではこれで2例目だということが新聞に掲載されておりました。

本町では2例目にならないようお願いしたいと。また、本町の災害公営集合住宅、私訪問してみましたけれども、お話を聞きますと、入居当時はマンションみたいで物すごいところに入居できたと、物すごく皆さん喜んでおりました。ところが、時間がたつにつれて、やはり今は鉄の扉で窓には鉄格子、何か牢屋のようなところに入れられたと、こういう方がいらっしゃいましたけれども、そしてまた扉をあけると誰もいない。確かに仮設住宅の場合は狭くて大変だと言いつつも、外に出れば誰かがいたということで、こういう形で会う方ほとんどの方がこのようなことを話しておりましたけれども、このような密閉状態でどのようにひとり暮らしの方々の確認をしていくのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ひとり暮らしの確認ですね。福祉課のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ひとり暮らしの高齢者の方々の安否の確認につきましては、民生委員さん及び社会福祉協議会に委託しております高齢者見守りの方々の活動によりまして確認をしているところではございますが、その密閉ということでありまして、例えば中に人がいてもわからない状況のところをどのような確認をしているかというようなことでよろしかったでしょうか。（「そうです」の声あり）それにつきましては、見守りの方々については電気のメーターが動いているとか、水道のメーターはどうかかわからないですけれども、電気のメーターとかそういう公共のもので確認をしているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 多賀城市で亡くなった方、1カ月前から異臭に気づいていたということなんですね。ですから、1カ月以上たって見つかったということだと思っ

すね。インターホンを押すなどしたけれども、返事はなかったと。こういうことで今お話聞きますと社会福祉協議会とかと言いました。それから、電気のメーターとか言いましたけれども、例えば本町の担当課と行政区長、民生委員の連絡網、それから兄弟、親戚、それから先ほど言ったように電気のメーター、ガスメーター、水道メーター、この計測員の方々、それから新聞配達員、こういった方々との連絡網も必要と思われまますけれども、ひとり住まいの方々との連絡体制というのはできているのか、伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほどもちょっと答弁の中で言ったと思うんですけれども、現在いろんな団体と協定を結んでおります。みやぎ生協さんとは高齢者見回りの取り組みに関する協定、それから日本郵政さんとは安心生活見回りに関する協定、それから河北新報社さんとは亙理町高齢者等見守りに関する協力協定、読売新聞社さんとも同じような協定を結んでおります。こういった各団体さんも積極的に協力していただいているのが現状でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今のように協定を結んでいるということなので、ぜひひとり世帯の方々、孤独死がないようお願いしたいと、このように思います。また、先ほどもお話ありましたひとり世帯、災害公営集合住宅だけじゃないんですね。やはり一般の家庭でも、ひとり住まいの方がいらっしゃるということを知っております。ぜひこの連絡体制というのはしっかりとっておかなければいけないだろうと私は思うわけでありまして。この連絡体制図をしっかりと作成していただきたいと、このように思います。

3 項目めに入ります。総務課消防関連担当者の配置について伺います。

平成31年度までには、計画では本町の新庁舎が完成予定となっております。公共ゾーン土地利用計画で配置が予定されている消防本部庁舎も移転する予定でありますけれども、総務課消防関連の担当者を消防建物内に配置してはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員もご承知のとおり、本町の消防、防災、交通安全、防犯等に関する担当として、総務課に安全対策班を設置しております。業務内容につきまして

は、災害対策本部の事務局を初め消防団や消防署との連携、交通安全に関すること、警察署との連携、地震災害、風水害及びその他災害の対応や、国民の保護に関することなど多岐にわたりまして、そして職員間で連携協力し、業務を現在行っているところであります。

消防本部、消防署との連携につきましては、特に問題なく図られていると考えますし、山元町、亘理町で構成する一部事務組合としての亘理地区行政事務組合における消防本部であることや、災害対策基本法第5条の市町村責務第23条の2の市町村災害対策本部との関係などから、消防署に担当者を配置することは今のところ考えておりません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今の答弁で問題がないから必要ないと、こういうことでございましたけれども、平成25年9月、私一般質問で防災ラジオの件について質問いたしました。質問する前に、この防災ラジオに取り組んでいる市町村を調べたところ、秋田県横手市で防災ラジオ貸与事業というのに取り組んでおりました。

横手市役所に私行きました。市役所に行きましたところ、関連事業所、危機管理室というところでしたけれども、消防署に設置しているので消防署へ行ってくださいと、こう私は言われたわけです。要するに、本町の消防関連担当に当たる部署を消防署に配置していると考えればいいのかと思ったんですけれども、そのとき私はなぜ消防署の建物内に、横手市のこの危機管理室というのは設置されているのかと思ったわけでございます。そして、この危機管理室に行って、防災ラジオだけではなく同じ建物内に配置されている件について、お話を伺ったわけでございます。消防署と同じ建物内になぜ一緒なのかと聞いたわけですが、そうしますと同じ建物内にいると、顔が見えると。それから、行動範囲、初期動作が早い、こういうことでした。建物には一緒に入っておりますけれども、部屋は全く別です。同じ建物内ですが、部屋は全く別なところに入っておりますけれども、やはりここ近年、異常気象に伴う自然災害の発生の変化、それに伴う想定外の被害状況、そういった意味におきますと、今まで以上に迅速かつ専門的な対応が必要ではないかこのように考えるわけでございます。

ですから、例えば総務課の消防関連の担当者を消防署内に配置する、そして何か起きたら、今は役場と消防署を行ったり来たりしているということを聞いており

ます。それではちょっと時間がかかるのではないかと私は思うわけです。何か事が起きてから消防署に行ってきました、そして報告がちょっとおくれました、ではなくて、すぐ情報を流せるような形で同じ建物内のほうがいいのではないかと私はこう思ったわけでございます。

要するに、総務課と兼務しない、独立した組織を今後つくって、危機管理に特化した、そして設置する。兼務ではなくて、もう専門に独立した組織として消防署内に配置するという考え、例えば防災危機管理課とかそういった名称をつけて、そして消防署内に設置して少しでも早く町民の皆様に情報伝達ができるのではないかと、私はこう思いますけれども、この考えについてどう思いますか、伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、亘理地区行政事務組合事務所に、職員を1名派遣しておりますけれども、この辺の実情につきましては担当の総務課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 今お話ありました横手市の関係なんです、多分、市のほうで消防本部を設置していると。うちのほうにつきましては、根本的に亘理町と山元町で一部事務組合という組織の中で亘理地区行政事務組合消防本部というのを組合のほうで条例を設置しているわけでございます。その関係から難しいものだと思っております。山元町も当然に配置するのかどうかというのもございますし、組合の規約の中で変更せざるを得ない。

参考までに、岩沼市の消防署、消防本部でございますが、こちら市独自の設置でございます。その中では市のほうにまた別に防災課というのも置いて連携しているようでございます。現在時間的なロスとかというお話ございましたが、緊急時には直通の電話もございます。速やかに連絡をとっておりますし、災害対策本部につきましても、町の課長とそれから消防長等も含めた組織構成をしてございまして、その本部についてもどちらに置くのかという点にも問題も出てくるものと思っておりますし、今後広域化も含めた中で、その辺を検討せざるを得ないことなのかなと思っております。

それとあわせて、広域化の中でも今後岩沼市と山元町と協議検討しているところではございますけれども、そちらの方向によっては、その危機管理室のようなもの

を町ごとに置くというのも、どうなのかという議論は出てくるものと思っています。ただ根本的には行政事務組合という組織の中でございますので、互理町職員を互理の消防本部に置くという考えは今のところございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 町民の方々に対して、情報を的確に素早く伝達できるように、それによってやはり町民の方々を守るということで、ぜひ考えていただきたい、そのように思います。以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。休憩。

午前10時18分 休憩

午前10時29分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。

2つ質問をいたします。

1つ目、交流センターの設置についてであります。

交流センターとは、国民年金証明とか印鑑証明、戸籍謄本、抄本、それらの発行をする、今までで言いますと旧来の役場支所機能を持ちます。さて、平成31年度に公共ゾーン、悠里館東でございますけれども、そちらへ役場新庁舎が竣工、完成する予定になっています。これに伴い、現庁舎の全ての機能が移転しますと、JR互理駅西側在住の方々は大変になります。特に、高齢者や障害者などの交通弱者にとっては大変です。この不便性を解消するため、交流センターを現役場庁舎跡地あるいは近辺に設置してはどうかということでございます。

なお、現役場庁舎跡地、この跡地の利活用方針は未定になっております。ちなみに、JR互理駅西側の人口と世帯数について申し述べます。駅前、常磐線ですが、線路西側と南は大体南町、それと北のほうは新井町の約半分、それと山の手方面であります。そちらに町内人口5月31日現在3万4,074人が住んでおります。このJR互理駅西側には約8,500人、25%であります。4分の1。世帯数は5月31日現在、

ついせんだってですが、1万2,032世帯。駅前西側約3,100世帯、26%の方が在住というか、世帯がございます。また、新庁舎へのアクセスは主に考えられるところ、さざんか通り、別名県道塩釜亶理線の陸橋、あるいは陸橋は亶理跨線橋というんですかね、悠里館北の踏切を利用することになり、高齢者や交通弱者にとって不便、危険であります。

そこで、冒頭の質問、庁舎移転に伴う不便性を解消するために、交流センターを現役場庁舎跡地、あるいは近辺に設置してはどうか。高齢者の集う場所にもなり、かつ医院もございます。医者もおるわけですけれども、好都合です。ご答弁をいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災で被災した役場庁舎の建設に当たりましては、新庁舎建設基本構想・基本計画が平成27年度にまとまりまして、本年度からは保健福祉センターとあわせて設計業務に着手してまいりたいと思います。

現在の役場庁舎から亶理駅東側の公共ゾーン用地へ移転するわけでございますけれども、荒浜・吉田・逢隈地区を含め、亶理町全域からのアクセスに便利な町の中心位置として、バランスよく新市街地を形成していくものでございます。

現在の役場庁舎の跡地利用につきましては、新たな公共施設用地とするか、公園用地とするか、また民間などへの売却用地とするかは、今後亶理駅西側周辺の活性化等を踏まえ、さまざまな案を検討させていただきながら、その上で最善な方策で対処したいと考えております。

役場庁舎が移転することに伴い、交通に不便を来す方々につきましては、地域公共交通バスの活用や、ルートの見直しも含め、不便が生じないように努めてまいりたいとそうように考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 平成26年の6月、今から2年前になります。この件について私は、JR亶理駅西に交流センターを設置してはと質問いたしました。2年前です。町長のご答弁は、町民の利便性の観点から、役場庁舎移転と並行して、皆さんと話し合いをしていくことを考えています。具体的には白紙です。さらに、第5次亶理町総合発展計画事業も着手しますので、その中で検討していきますというご答弁をいただいております。既に、第5次亶理町総合発展計画事業は始まっております。

町長のただいまのご答弁、3つに分けられるかなと思います。まず1つは、役場庁舎跡地、公共施設を構築する、整備する、何らかのですね、それとも公園にする、3つ目は売却も検討したいというご返事をいただきました。2つ目は、これは分けて考えるべきだと私は思うんですが、役場庁舎移転によって不便を来さないように、地域公共交通バスの活用を考えていく。ということは、交流センターはここに設置しないという意味に捉えてよろしいですか。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたように、確かに検討につきましては、スピードは遅いかもしれませんが、逆に慎重に検討しているということでご理解いただきたいと思いますし、交流センターも含めた公共用地とするのも一つの選択肢だろうということで現在は捉えております。この件につきましては、まずもってやっぱりここに来ますと、新庁舎建設、これが最重要課題になってきます。それで、この跡地につきましては、もう少し時間をかけてやっぱりじっくりやっていきたいなというところがございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） この跡地は役場庁舎移転前にプログラムをつくるべきじゃないかなと。移転されてから、さてなど。もう既にここにはないわけですよ、支所機能も。やはり並行していくべきだと思うんですよ。いつまでというこちらから、逆に言いますと、平成31年度に役場庁舎が移るということになれば、その前までに結論を出して、手順を踏んで役場庁舎移転した、はい、ここにありますが。そういうふうな形でできないものですかと。検討するのは結構ですから。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員ご案内のように、役場庁舎の建設については、震災前に計画があったわけですがけれども、ここで震災があったわけです。相当いろんな状況が変わってきます。したがって、今回復旧・復興を進めている中で、予想できないような、いろんな新たな財源的な問題も出てきます。一番やっぱり財源的なことじゃないかと思います。新規の復旧・復興の中で、予想できなかったいろんな面も出てきますから、やはり財源を踏まえた中で考えていかざるを得ないという状況であるのも確かなわけで、ここはやっぱり余り急いで早急に結論を出すんじゃなくて、より慎重にいくべきだという考えであります。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 慎重にはわかるんですが、いつまでにとというか、決めましょうと、財源も含めて、そういうことは考えられませんか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 努力目標として早急に取り組んでいきたいということで、お答えしておきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 早急というのは期間はなかなか漠然とするわけですが、実はこの土地、役場庁舎で、約1万とんで500平米、1町歩ちょっとがある。その中で民有地約4,800平米、その地権者も賃料をもらっているわけで、どうなるんだろうということもあるわけですので、その辺も踏まえて早急に検討、結論されるように申し上げて、次に移りますけれども、交流センターについて、亘理町第4期障害福祉計画というのがございます。そこの亘理町地域生活支援拠点施設の整備場所は旧館グラウンドの東側、社会福祉協議会、社協だね、社協の南側、そちらに整備するというところでございますが、その考え方、障害者と健常者が共生する社会を実現すべく、買い物や移動手段等における社会的障壁の少ない町中心部に施設を整備する。これが整備場所の考え方です。ならば、ほぼ同様の観点から、交流センターを現役場庁舎跡地、あるいは近辺、中央児童センターでも結構ですが、必要性、必然性があると考えます。必要性、必然性について、町長ご答弁いただきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これらにつきましても、先ほどから申し上げていますように、将来的な視点に立って判断していきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） これについても1つ申し述べます。区長会から、亘理地区ですが、要望が出ていると思うんですね。私にも手に入っているのを読み上げます。6月に入ってから役場で手に入れました。庁舎移転に伴う窓口サービスの開設についての要望でございます。

読み上げます。役場新庁舎が建設され、庁舎が移転すると人の流れが変わり、現庁舎付近は空洞化になることが懸念されます。また、現庁舎付近の高齢者などは距

離が遠くなり、今までより不便になるとの不安があります。そのため、現状の利便性を確保するため、各種証明書発行や届け出ができる駅東町民連絡所、これ悠里館内にあるはずですよ、などのような窓口サービスを、現庁舎跡地に開設することを要望します。

もう一つあります。亘理地区交流センターの建設、東日本大震災の影響により、町の集会所や保健センターが取り壊しなどにより使用できなくなり、大変不便を感じております。また、役場新庁舎が建設され、庁舎が移転すると、現庁舎付近は空洞化となることが懸念されます。そのため、地域住民のつながりの活性化や高齢者同士のコミュニティーを図るため、保健センター付近に亘理地区交流センターの建設を要望します。この2つ出ています。私は、この要望はごもっともだと思います。これについて町長、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理地区区長会からも交流センターの建設についての要望が出されております。回答につきましても、ただいま回答したような返答を考えております。町民の方にとって、親しみやすい、訪れやすい、新庁舎建設と役場跡地についても先ほど言いましたように、将来のまちづくりの中での位置づけとして考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 何事もそうですが、早急に、そして慎重に、早目にとということで発言して、2つ目の質問に入ります。

町長就任後、任期4年の2年が経過しました。一昨年の5月に選挙が行われ、5月28日に町長に就任されました。まず、就任後2年間、大震災を受けた後で大変なご苦勞があったと推察いたします。しかし、町政の運営は立ちどまることができません。国の集中復興期間は平成27年度、昨年度で終わりです。本年度から5カ年間の復興創生期間に入りました。そこで、町長就任後の2年間、これからのことについて、次の2点を質問いたします。

まず1点目、選挙公約はどう計画され、実行されたのか。積み残しは何かであります。選挙公約とは大きく6項目あります。選挙用はがきに記載された齋藤 貞の政策であり、呼び捨てはごめんいただきたいと思います。齋藤 貞の政策であり、広報わたり7月号、平成26年度でございます。7月号、新生亘理に向かってともに

進もうの表題から暮らしやすさを実感する町への掲載記事に基づきます。そこで、6項目あるわけですが、項目ごとに質問いたします。

第1項目め、亙理町震災復興計画の実現、読み上げます。最優先に災害公営住宅など被災者の方々の住まいの確保を図ってまいります。教育関係では、本年8月から、これは平成26年8月ですね、荒浜中学校、長瀬小学校の再校を目指します。また、防災強化として避難道路の整備や危険区域の土地利用についても、早急に進めますというふうに記載されております。これについて町長、ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亙理町震災復興計画掲載事業の進捗状況につきましては、平成27年度末現在で143の計画した事業のうち、事業着手が約96%、事業完了が70%となっております。復興交付金につきましても、これまで亙理町申請分として事業費ベースにおいて914億6,545万9,000円、第14回申請分まででございますけれども、交付決定を受けまして、各種事業を進めております。

本町の復旧・復興状況につきましては、平成23年12月に策定いたしました亙理町震災復興計画に基づき、おおむね計画どおりに進捗している状況じゃないかなということ認識しております。現時点におきましては、震災復興の課題等につきましては、被災者の早期再建と主要事業の早期完了が挙げられます。東日本大震災から5年3カ月が経過する中で、仮設住宅及びみなし仮設住宅等に避難を余儀なくされております方々、最新の集計ではみなし住宅に36世帯、80名、仮設住宅に23世帯、77名、合計しますと59世帯で157名の方々がまだ仮設住宅及びみなし仮設住宅に避難を余儀なくされているということでございます。これらの方々の全ての世帯の再建が図られますよう仮設住宅等の入居者の意向を十分に把握させていただきながら、住宅再建への利子補給、移転費助成などにより、被災者の再建及び仮設住宅の解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、復興交付金事業につきましても、特に住民ニーズの高い道路整備5事業、宮城県施工の農山漁村地域復興基盤総合整備事業、吉田東部2期地区の事業の加速化をぜひ図っていききたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 1項目めですけれども、亙理町震災復興計画の実現、おおむね計画どおりに推移しているということ、私も同様に思っております。

2項目めに入ります。安心・安全な生活が送れる環境整備であります。核家族化や単身世帯の増加など、現在家族形態が大きく変化してきています。当然、私なりに5月31日現在ですが、震災前に比べて人口は1,511人減っております。世帯数は逆に571世帯、震災前に比べて5月31日はふえております。したがって、核家族化、まさしくそのとおりであります。震災では、共助の大切さを実感しました。子育て世帯から高齢者、独居世帯まで地域の力、ご近所の力を結集した環境整備を進めますとこのようにうたっております。町長、ご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民の皆様が安心して、安全な生活が送れる環境整備といたしまして、避難道路の荒浜大通線、荒浜江下線、五十刈線、野地流線、橋本堀添線の5路線につきまして、整備を進めてまいりました。

関係機関との調整に時間を要しているところではございますけれども、用地に關しましては、地権者の皆さんから快くご協力いただいております、一部区間において完成した箇所もございます。今後も皆様のご協力をいただきながら、より一層早期完成に向けて鋭意努力してまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 避難道路5路線、具体的な話がございました。進行中ということ、これについて早期完成が待たれます。

ところで、安心・安全な生活、避難道路などの環境整備の中に、選挙用はがきです。国に依存しない社会保障をまちづくり協議会とともに、亘理方式で行いと記入されています。この内容をちょっとお教えいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、少子高齢化、核家族化、夫婦共働きの進行や未婚率の上昇、高齢者のひとり暮らしの増加などが進行し、町民の価値観やライフスタイルが多様化する中、自助・共助機能が低下するとともに、家族や個人の孤立が問題となるケースが多く見られます。

こうした状況に対応するため、家族や身近な地域コミュニティーであるまちづくり協議会、そして行政がそれぞれの役割や特性に応じまして、ともに課題の解決に取り組むことができるつながりのある多世代コミュニティーの形成の醸成を図る必要があるというふうに考えております。その際の基本的な考え方は、全ての人の生

きがいと健康づくりです。これまでに築き上げられた地域コミュニティーを大切にしながら、子供、大人、お年寄り、全ての世代がそれぞれ生き生きと暮らし、ともに支え合う自助と共助の環境を整える。そういった意味合いを含めまして、2年前の選挙の際の政策に上げさせていただきました。

先ほど議員が、今回の震災で共助の大切さに気づかされたと言いますけれども、まさにこのことはそのことに尽きようかと思えます。ですから、私のまちづくり協議会に対する期待といたしますか、今後の方向といたしますか、これは今まではいわゆる可処分所得といたしますか、経済的な一つ時間の使い方、それに集中したわけですがけれども、今回そういったことは長話しませんですがけれども、どうしてもやっぱり時間の提供といたしますか、おのおの個人個人が可処分時間といたしますかね、これが非常に大事になってこようかと思えます。まちづくり協議会が機能していくにはそれが一番かなと思っておりますけれども、そういった形で恐らくは現在議員ご案内のように、亘理町の国保財政が48億円かな、それから介護のほうが29億円、合わせて約80億円になります。一般会計に迫ってきます。やっぱりこの今の仕組みだけでは、なかなか高齢化社会には対応できないのかなと、そういった意味合いでございます。そういった意味で、まちづくり協議会といたしますか、これらを母体にやっていけなかなというのとは考え方の基本でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まちづくり協議会の話が出ましたけれども、まず今、町長は選挙の政策掲げたということですがけれども、どう計画され、実行されたのかということについては、回答にはなっていないのかなと思えます。発言を続けます。まちづくり協議会なんですけれども、平成25年12月、まちづくり協議会にどのような事業を望むのかということで町長のその質問の答えは、公民館が行ってきた社会教育、生涯教育事業を実施する方向で検討というふうなご回答をいただいております。今のと若干違うのかなと思うんですがけれども、まずこれの検討結果、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 昨年4月に各地区まちづくり協議会におきまして、地域住民が考案し、地域に必要な取り組みを明確化した地区計画が策定されました。地区計画は地域の課題や住みよい地域とするための5カ年計画の長期計画があり、今年度は計画に基づいた事業実施、今後それらの事業を継続する際にはPDCAサイクルの手法

を用いまして、事業を改善しながら計画を推進しているところでございます。

今後につきましては、地区交流センター等の指定管理者制度の導入も視野に入れまして、従来の地区公民館が行っていた社会教育、生涯教育を兼ね、地域に根ざしたコミュニティー事業への取り組みについて、まちづくり協議会で協議し、体制を整えば実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

公民館事業というのは、先ほど議員おっしゃった生涯教育、社会教育、これらの町民の方々の時間をどう使っていくかと。さっき言った可処分所得の問題の部分に入ってくるんですね。これからの日本の社会の構造はそういった方向に変わっていくだろうと。これはやっぱり住民主体でやっていくだろうと。その中で先ほど言ったように、いわゆる福祉関係も当然入ってくるだろうというのが、私の考え方です。

どこまでやったかという、残念ながらこの件については着想の段階で、まだ進んでおりません。これについてはやっぱりもう少し時間をかけながらというか、私のこれは仕事でございますから、少し時間をかけてやっていこうと。現在のところはさしたる成果は出ておりません。ただ、方向としては間違っていないというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ただいま指定管理者制度導入の話が出ました。これは以前からあったんですね。今町長は、具体的にならなかったと。私から言わせれば、課題といたしますか、積み残し、これから2年間町長の在任中、ぜひ目鼻をつけていただきたい、そういうふうに思うんですが、町長いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 指定管理者制度のことについて、はっきり申し上げますと、受け入れ体制がまだ組織でできていないというところがあります。ですから、そういう面でもまちづくり協議会の組織、もう少しやっぱり何ていいますか、拡充して、これから急がないでというところなんですけれども、もともと走りながら整えていくという今回の協議会の基本的な考え方あるわけでございます。今のところ指定管理者制度を受け入れるだけの体制にまだなっていないということもご理解いただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 同じような発言になりますが、町長の任期中にぜひ目鼻をつけてい

ただきたいと思います。

3項目めに入ります。産業振興と企業誘致の推進であります。亶理町には、すばらしい地場産業がたくさんあります。それらを拡充、拡大していくことが大切であり、それが地域の皆さんの元気につながると考えております。また、仙台圏に通勤しやすい、土地の利を生かした交通機関の充実に努め、企業誘致による地元産業の発展を目指しますというふうに書いてあります。町長、ご答弁願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ちょっと長くなるかもしれないんですけども、答弁させていただきたいと思います。

商工業の産業振興といたしましては、まずは中小企業の東日本大震災からの再生支援、これが急務でありました。仮設店舗の整備、中小企業再開支援事業補助金の交付、荒浜にぎわい回廊商店街開設の助成など、被災事業者の営業再開に向け、支援を行ったところであります。

次に、震災以外の通常業務といたしまして、町民の雇用促進を目的として、宮城県地方振興事務所と連携した町内企業訪問による地元雇用の働きかけを初め、ハローワークや近隣市町との共催による求職セミナーを開催し、人材確保並びに就業支援を実施しておるところでございます。

また、空き店舗活用推進事業補助金交付要綱の対象エリアを拡大することによる活用の推進や、国の産業競争力強化法に基づく創業支援計画の認定を受けまして、町内での新たな創業における総合窓口を設置し、創業を計画している事業者と金融機関や商工会などの経営支援機関との橋渡しの実施、さらには中小企業者の運転資金や設備資金の借り入れをこれまで以上に支援するため、亶理町中小企業振興資金の利率の引き下げを行っております。

そのほかには、新商品開発を目的とした伊達なわたり生き生き大賞の開催や、商工会主催による商人まつりへの補助金交付、郷土料理であるはらこめしスタンプラリーの実施など、町内外に向けて本町の地場製品の魅力発信に努めました。

農業振興につきましては、震災後いちご団地が完成し、東北一の産地復活がなされたわけですが、その生産体制の整備の支援や、PR活動を各種の国県事業を活用しながら実施してまいりました。また、圃場整備事業や農地復旧事業を積極的に推進した結果、おおむね来年度には面整備が完成する予定となっており、本年

度からは震災前と同様に、水稻栽培が実施されております。同時に、吉田東部地区の災害危険区域の土地有効利用を図るため、メガソーラー事業者を誘致いたしました。そのほかには、全国的に農業後継者が不足する中、次世代につながる農業を目指し、生産圃場の継承を含めイチゴ農家、リンゴ農家の後継者に対し、国県事業を活用しながら積極的に支援をしております。

オリーブの植樹関係につきましては、平成24年度より亘理地区まちづくり協議会が主体となりまして、現在16カ所の畑で栽培しておりますけれども、まだ植樹をしてから年数もたっていないため、幼木の状態ですので、経過を見守っているというところでございます。

水産業につきましては、震災からの漁業者復興を支援し、荒浜地区を再整備するため漁具倉庫及び網干し場を整備してまいりました。また、地場水産物等の直売所としてきずなポートわたりを新設いたしました。現在観光振興の面でも大きく寄与しているところでございます。さらには、荒浜地区の防災集団移転元地を利用して、地場水産物の小女子、シラスを取り扱う水産加工業者を誘致したところでございます。

企業誘致の推進につきましては、私が町長に就任して以来、誘致いたしました企業、石油資源開発株式会社、そして平成28年3月定例会で議決をいただきましたコスメティック・アイダ株式会社の2社がございまして、既に操業を開始しております舞台アグリイノベーション株式会社を含めると、3社が亘理中央地区工業団地に進出している状況であります。

しかしながら、亘理中央地区工業団地は、約17ヘクタールの分譲用地が残っております。今年3月の鳥の海スマートインターチェンジ開通による工業団地へのアクセス面や本町の特性を全面的にPRしながら、また宮城県主催の東京都と愛知県名古屋市で開催しております企業立地セミナーへの参加など引き続き企業誘致活動を積極的に展開しまして、多数の雇用が期待できます製造業を中心に誘致交渉をしてみたいと、そのように考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まとめますと、企業誘致は着々と進行中というふうにお考えで、結構なことだと思います。順序逆になると思うんですが、町長のご答弁と。まず仙台圏に通勤しやすい土地の利を生かしたという交通機関の充実と掲載されております。

J R 亶理駅、エレベーターの設置、前々からほかの議員からも話があると思うんですが、これは今後の課題になりますと私思うんですが、相手のあることですので、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亶理駅東側の周辺の開発が、ご指摘のとおり進展しております。東日本大震災で被災された方々の防災集団移転団地及び災害公営住宅が整備され、人口が増加しているのも事実であります。駅西側と東側のスムーズな往来が可能で、利便性の高い将来の都市環境に対応した駅となるよう、亶理駅の駅舎の全体的な改装を宮城県鉄道整備期成同盟会等の各種団体等を通しまして、積極的に要望して今後ともまいりたいと、そのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 駅の東西の交流も頭に入れてということですけども、現時点では跨線橋、J R 亶理駅の階段は上りおり、高齢者や足の不自由な方ですね、大変危ないというふうに思います。引き続きどのような形になるか、働きかけを強く求めます。

次に、オリーブの話が先ほど出ましたけれども、夢のある産業、選挙用はがきです。オリーブ栽培など夢のある新たな産業も積極的に応援していきますと町長答弁のとおりですけども、先ほどのお話で、経過を見守っていく、16カ所に植栽していると。全部老木と伺ったんですが、老木というのは……（「幼木」の声あり）幼木。幼稚園の幼で幼木ね。積極的に進めていきたいというようなことでもございました。

ところでオリーブ。桃栗三年柿八年、オリーブは何年ですかね。それと、産業化のめどなんですよ。さて何年後ぐらいを町長はめどにしていますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 何年と言われると、困るんですが、この間吉田東部に進出する山佐を訪問したときに、ちょうどオリーブ園、岡山県、小豆島にあるそうですね、広大なオリーブ園、有名なオリーブ園だそうです。そこの方とお会いしたときに、70年たちます、70年たってもオリーブは未知のものですねと、毎日が新しいですとおっしゃっていました。というように、これは相当先の長いものかなというふうに思っています。でも、まだ4年でございますから、現実にあと安藤議員、後のご質問で

オリーブについてあろうかと思えますけれども、重複しますけれども、今現在は先ほど申し上げたように、まだ試験栽培という段階でございます。ただ、これは議員が先ほどおっしゃったように、夢のある事業でございますから、ぜひ私としては展開していきたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 70年というと、確かに夢のある産業、夢を夢のままで終わらないように、ひとつやっていただきたいなと思います。

4項目め、夢は見るものでして、現実ではありません。4項目、未来を育む教育環境の充実。保護者や地域の方々がともに協力して、学校、先生との信頼関係を築き、子供たちが伸び伸び学べる環境づくりをすることが大切です。その結果がよい指導者を育て、本町の子供の学力向上や、教育環境の充実につながります。このように掲載されております。町長、これについてどのように実施され、また課題は何か。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町におきましては、これまでもまちづくりは人づくり、人づくりは教育にありという理念のもと、教育委員会とともにさまざまな施策の展開を通じて、学校、家庭、地域社会が一体となりまして町民の生涯にわたる学習の充実に努めてまいったところでございます。

さらに平成27年4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と、教育委員会との連携の強化など教育委員会に関する制度の抜本的改革が行われることになり、平成27年4月1日以降、亶理町総合教育会議の中で、2度ほど教育委員との幅広い意見交換をいたしました。

その中で、これまで以上に本町の教育を充実させていくため、亶理町震災復興計画や、亶理町教育重点施策における目標や、施策の根本となる方針を一体的に整理した教育の振興に関する施策の大綱を亶理町総合教育会議において、協議調整の上、策定いたしました。

具体的には、まず1つは生きる力の育成を目指す学校教育の充実を図ります。2点目として、生きがいを持ち、支え合う地域社会と連携し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。3点目として、地域の伝統や文化の創造を育み、充実した人生を

送ることができる地域社会をつくります。4点目として、健全な心身の錬磨と連帯意識の高揚を目指す魅力あるスポーツ振興を図りますという4つの基本方針を示しました。

今後は、これらの基本方針のもと教育委員会と連携を密にしまして、先ほど申し上げました学校、家庭、地域社会が一体となって教育環境の充実に努めてまいりたいとそうように考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 総合教育会議で、基本方針4つ述べられました。策定しているということ。今後の実施を期待したいと思います。

ところで、教育環境の充実の観点から、将来を見据えて、問題は学区編成でございます。スクールバスの廃止後、学区の編成をしたらどうかということなんですが、現に例えば高屋小学校は全体で60人未満だというふうに私は見ております。周辺、江下地区約110世帯ふえました。選挙用はがきには、愛情深い教育環境を提供。これが合致するのではないかなと思います。この学区の編成についてなんですが、昨年6月に私一般質問しました。そのようなことを考えていないようなことですが、これについていつまでもじゃなくて、役場新庁舎があちらに移ることは明白、そうすると、周辺、駅から東には住宅等が張りつく、これも見通せます。ならば、今からそういう先を見て、方針を打ち出したらいかがですかということをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、たしか昨年の6月の定例会で高野議員の質問に対し、教育長より答弁があったと記憶しておりますけれども、今後の人口動態を見きわめて検証し、慎重に検討していかなければいけない案件と認識しております。少なくとも地域住民、保護者へのアンケート、教育委員会としての考え方等もまとめまして、合意形成を得て、学区の見直しというふうになると思いますので、高野議員の言うようにすぐというわけにはいかないのかなと思います。というのは、やっぱり特に学区の場合は今まで歴史的な流れからしましても極めて慎重にすべきと、大事なことだと思います。

この間この件で、教育長とお話ししたときに、教育長からお話があったので答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学区編成については、子供の少子化に伴って本町でも今後避けては通れない一つの課題かなと思っています。高屋小学校、今現在53名の子供たち元気に過ごしているわけですが、将来的にはもっともっと児童数が減ってくるのではないかなと予想されます。

それで、こういうふうに小規模の学校を抱える自治体が全国各地にたくさんあります。その中で、いろんなやり方をやっているわけですね。学区の編成も一つなんですけれども、ややもすると統廃合ありきみたいな考え方をまず捨てまして、交流学习という方法があります。交流学习というのは、例えば荒浜小学校のほうに行って、荒浜小学校の子供たちと一緒に授業をします。例えば1年生高屋小学校は10名しかない。荒浜小学校は1年生が20名、すると30名。担任が2人になりますから、2人で教えることができるわけです。そういうふうな方式をとっている自治体もあります。

それから、もう一つは伊達市でやっているんですけれども、特認校という方式です。特別に認めるということですね。つまり、伊達市内にいる保護者、子供がこの学校に行って学習したいというふうな希望者があれば、学区という縛りをもう取っ払いまして、そういうふうな方法もあるということで、そのことを総合防災訓練の折、町長に申し上げて、こういう方法もあるんですと。将来的には高屋小学校、例えば統廃合というとなんでもないことになりますので、そうじゃなくいろいろな方法を模索しながら、今後学区編成も含めて検討していったらどうでしょうかというお話を申し上げた次第でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 早急には学区編成は難しいということでございました。3年後、5年後を見て、アンケートをとったり、例えば合意形成が必要だというのであれば、当然期間がかかるわけです。そのような心がけをして、着手をされたらどうかというふうに申し述べて、5項目めに入ります。

持ち時間がなくなりますので、若干急ぎます。5項目め、女性が輝く町へでございます。現在、日本では女性が活躍する社会が確立されつつあります。我が町もおくれをとらないよう、女性の持つ共感性、協調性、繊細性、親和性、勤勉性、母性を尊重し、社会にもっと進出できる環境づくりに努めます。どのように計画され、

実行されてきたのか、お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 女性が輝く町への基礎的な役割を果たす町主催の男女共同参画フォーラムでは、女性団体の代表者などからなる実施委員会を組織いたしまして、事業の内容はもちろん、効果的な啓発活動について検討を重ねております。

平成27年度には、復興庁男女共同参画班と連携し、男女共同参画の視点から考えるにぎわいのあるまちづくりをテーマにワークショップを開催し、各委員が町に対する熱い思いをまとめて、フォーラム当日に発表いたしました。また、ことし3月には男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場などに積極的な参画を促し、それぞれの個性と能力が発揮される環境づくり及び生き生きとした生活ができる社会の実現を目指し、亶理町男女共同参画基本計画（第2次）を策定したところでございます。

今後につきましても、男女共同参画に伴う職場環境の整備促進を盛り込んだ第5次亶理町総合発展計画及び女性活躍推進施策を効果的に推進すべく策定した亶理町特定事業主行動計画などにに基づき、町民や事業者の皆さんと一緒に考え、女性がなお一層輝ける男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 第2次男女共同参画基本計画を策定したということですが、今後の各種施策の実施が待たれます。これからのことです。なお、私の前の議員の方ですが、子育て支援、保育所の件についてですけれども、女性が社会進出の機会ができるなど、子育て支援については、ことし4月東郷ですか、クロワール保育園わたりが開園しました。定員が80名で来年の3月で69名の予定。全国的に問題となっている待機児童の問題は、現時点では解消したのではないかなというふうに私は見ております。これについては、町長の施策が講じてなかなか結構なことだと思います。

次に、6番目に入ります。6項目ですから、結びの項目ですね。観光産業を基幹産業にということですが、山と海に囲まれた亶理町の観光産業、第3の基幹産業にしたいと考えています。初めに、町民の皆さんには、亶理町はすばらしいところだと気づいてほしいと思います。我が町は、資源が豊富ですばらしい町である

ことを、町外に発信することだ、それが他地域の方々や、観光振興にもつながると考えます。歴史的、景観的、地形的によいところ、私からも示しながら、各種事業を展開したいと思います。ここで、町長、何を実行されたか、抽象的なんですけれども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 地域の自然や文化、観光資源等を活用することで、交流人口を拡大し、消費を獲得することが可能である産業として観光産業に大きな期待が持たれており、地方創生の一環として全国的に取り組まれています。

本町の観光産業の取り組みといたしましては、初めにわたり温泉鳥の海の再開が上げられます。現在のところ、温泉入浴サービスのみの提供でありますけれども、町内外を問わず、連日多くの皆さんにご利用いただいております。この施設は、本町の観光産業を推進する上での拠点となるものですので、現在施設周辺の復興事業として計画されております公園や、スポーツ施設等との連携を図りながら、集客のアップにつなげてまいりたいと考えております。

次に、にぎわい創出事業といたしまして、町のオリジナルCMを制作し、映画館やインターネットの動画配信サイトでの上映、さらには観光パンフレットを初め、各種メディアを利用したPRに積極的に取り組んでまいりました。イベントの開催についてもその一つであります。わたりふるさと夏まつりや荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェアなど、おかげさまで多くの皆様にお越しいただきまして、これらの催しを通じまして、亙理町の活気あふれた姿を紹介できたと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 歴史的、景観的、地形的によいところを私からも示しながら、各種事業を展開していくということで、具体的に町長、ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、齋商工観光課長とも話していたんですけれども、先ほど議員も読み上げたように、まずもってやっぱり自分で自分のところのすばらしさを気づかないと、誰も寄ってきません。例えば、青森のねぶた祭りは青森の方々も熱狂してやっているから人が来るので、徳島の阿波踊りも同じです。ですから、まずもって地元の方が自分のところのすばらしさについて、おらほうはい

いんだということに気づかないと、観光事業の基本はなっていないというのが私の持論でございます。その件について、課長と言っていたのは、まず町民の方々に示すような、具体的な方策をやっていこうと。まだ実施はしておりませんが、恐らくは課長の中では基本計画、大体固まっているんじゃないかなと。これからそれを事務レベルの中で進めていくのかなと、私は判断しておりますけれども、これからでございます。ご期待いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 質問の趣旨ですけれども、6項目、どう計画され、実施されたのかと、その問題点、積み残しはないのかと、そこにあるわけですので、これは積み残しに入りますか。

町長（齋藤 貞君） 今までの総括ですか。観光事業云々と言っていました。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ちょっと質問の意味を理解していなかったので、大変失礼いたしました。当互理町なんですけれども、歴史的、景観的、地形的にすぐれた町であることについては、私だけでなく町民の皆さん、本当に既に自慢には思っていると思うんですけれども、これからもっと思っていたきたいと思っております。

初代藩主伊達成実公から北海道開拓のパイオニアである伊達邦成公までの互理伊達家の歴史はもとより、平安時代に互理を治めていたと言われております権大夫経清、あるいは三十三間堂官衙遺跡との関係などは、歴史のロマンを感じさせてくれます。景観的には、西に阿武隈高地、中心には田園風景が広がる互理平野、北には悠々と流れる阿武隈川、そして東には青々とした太平洋が広がっております。これらの自然に囲まれた地形によりまして、温暖な気候にも恵まれ、東北の湘南と呼ばれております。これらの資源を観光に生かすために、まず行わなければならないのはそれぞれの観光資源の発掘と磨き上げが必要でありまして、その後には観光ルートの設定、観光ガイドの養成なども行っていききたいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 観光産業を第3の基幹産業にしたいと書いてありますが、第6項目め、私もそうありたいというふうに思います。ところで、町長、ご答弁の中でわたり温泉のことについて触れました。平成26年10月、1昨年ですね、再開したわけです。入浴のみだと思えます。問題は、存続発展のための道筋、指針をもう2年近く

になるわけですので、これを示すべきではないかな。今後の課題を先送りせんように、いかがなものでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましても、議員からご質問いろいろあるかと思えます。おかげさまでわたり温泉島の海につきましては、議員各位におかれまして最大の関心事になってきているのかなということを大変私もうれしく思います。この件につきましては、何度も申し上げておりますけれども、民間委託等も視野に入れて、運営方法、本当に今慎重に検討しているところで、もう少しお時間をいただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 検討は慎重にされるのは結構ですけれども、2年近くなるということ、確かにわたり温泉は集客力は素晴らしいんです。満杯になるくらい。ただし、それを生かす方策がない。そのためには、経営の基本的な考え方、いわゆる今町長がおっしゃいました、まず民営化、それとも町営継続するのか、それをはっきりと示して、今後の問題ですけれども、はっきりと示されることを望みます。町長、あと在任期間2年間ですから、その間にぜひ方向づけされるようにしていただきたいと思えます。

次の2点目に入ります。町長の選挙公約については終わります。

まず、今までの総括とこれからの政策と抱負についてお伺いしたいと思います。

町長、ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町長就任後の2年間の総括といたしましては、これまでの復興事業を初めとする各種施策全般がおおむね順調に推移しているものと考えております。この件に関しては、本当に議員各位におかれましては、それぞれの事業につきまして、真摯に向き合ってくださいまして議論を深めていただきまして、ご支援、ご協力賜ったこと、そしてまたプロパー職員を中心に、職員が震災直後から本当にさりげない形で一生懸命取り組んでいたことに改めてこの席をおかりして感謝したいと思います。

その中で、最優先に取り組んでまいりました防災集団移転促進事業や災害公営住宅の建設など、被災した方々の住まいの確保。また、被災した小中学校3校の再建

につきましても早期に完成することができ、非常に安堵の思いでございます。これからの政策と抱負といたしまして、やはり第一に東日本大震災により被災された、先ほども申し上げましたが、まだ仮住まいの方々の一日も早い震災前の生活を取り戻せるよう、現在着手しております事業を早期完成するとともに、防災集団移転事業の元地の活用や復旧・復興事業で整備した施設の利用を促進し、にぎわいを回復してまいりたいと、このように考えております。

さらに、本年3月の定例会におきまして、議員各位のご理解のもと議決いただき、4月よりスタートいたしました第5次亘理町総合発展計画基本構想及び基本計画の基本理念であります「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまちわたり」を胸に、持続的安定成長を支える基盤づくり、みんなで支える安心生活環境づくり、そして、町民の活動を支える協働の社会づくりの3つの柱をもとに各種の施策を実行し、交流人口の増加を図りながら定住を促進しまして、町の歴史と自然、社会的特性を生かした魅力あるまちづくりを町民の皆様と心を一つにし、まさにわたり一心、オール亘理の体制で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 町長の総括として、各種施策がおおむね順調に推移しているということでございます。それで、これからの抱負でございますけれども、第5次亘理町総合発展計画の施策の実行に取り組むという抱負、そして「町民と心を1つに」の精神で取り組む、切に期待をして、しかと受けとめておきます。

さて、質問の結びになります。これからの政策と抱負について伺いました。この続きになります。第5次亘理町総合発展計画の施策の実行に取り組むに当たり、財政面について発言をいたしました。前の議員の方も財政のことをいろいろ述べたようでしたけれども、平成28年度、町税の歳入予算は個人、法人税、固定資産税、都市計画税、歳入予算は約33億円であります。5月末現在の一般会計の財政調整基金は、積立金でございますけれども、約48億円。貯金ですね。当然、各種事業を実施する上で、前提となるのが財源でございます。今後、先ほどからずっとお話ありました役場新庁舎建設、これについては予定ですけれども、約31億円です。いろいろ基金がございまして、一般財源16.6億円要するという。それともう一つ保健福祉センター、これも平成31年度竣工。建設総額が約11億3,000万円でございます。

建設費用がこれだけで42億円前後になります。さっきは、財政調整基金が48億円と
いうことでした。

問題は一般財源、保健福祉センターは8.1億円、役場庁舎は16.6億円、一般財源
これだけで約25億円かかります。この25億円は、先ほど財政調整基金、貯金とい
いますか、約48億円の取り崩し、または起債、一般的に借金でございます。当然、完
成後には補修等のメンテナンス、光熱水費等のランニングコストも要します。私が
言いたいのは、健全な財政運営がされるよう当局と議会は心していきたいものです
けれども、これについて町長、ご答弁があればお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今後におきましても、先ほど申し上げましたとおり、復旧・復興事
業の早期完了を目指しますとともに、役場庁舎、保健福祉センター建設事業がこれ
から本格化するわけでございます。第5次互理町総合発展計画の中にも掲載ありま
すように、事業の優先度、緊急度、事業効果等を総合的に判断し、計画的に健全な
財政運営を図っていきたく思っております。

今、議員ご指摘のとおり、いろいろこまくおっしゃいました。私どもも今後3年、
5年後の財政シミュレーションの中で物事を判断しております。先ほどの補助金の
問題、それから箱物の問題、これについても本当言えば、格好よく答えればいいん
でしょうけれども、財政のことを考えますと、私は格好よく答えるわけにはいかな
いということで、大変恐らくは格好悪い町長になろうかと思っておりますけれども、何と
いいたしても、財政というのは一番だと思っております。私は、町の財政も個人の
家計も同じという判断をしております。ですから、何度も申し上げますけれども、
少なくとも20年、30年先ではなくて、5年、10年先、今回の役場庁舎が一番やっぱ
りお金がかかる。先ほど言った金額だけで済まない部分が出てくるはずでございま
すし、それから現在進めている復旧・復興の事業の中で、予想をしない分も出てく
るはずでございます。これらも見ながら、慎重に財政のことを考えながら事業展開
していきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 町長、そのとおりだと思います。厳しく財政面は見ていただきたい。
そこで、突然ですが選択と集中、これに集中していただきたいということです。財
政シミュレーションという話が出ましたけれども、いつごろ出されますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これはやっぱり公表するには、いろいろ大変ですから、慎重に、まず見まして、それから議員方にも当然発表する時期が来たらお知らせしたいと思えますし、今のところはまだ内部で検討中ということでご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 検討中ということでございますので、期待をしています。

以上で、一般質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

[12番 大 槻 和 弘 君 登壇]

1 2 番（大槻和弘君） 12番の大槻でございます。私のほうからは3点ほど、災害時の災害対策、それから交通事故防止対策、それからわたり温泉島の海の活性化についてということで3点ほどお聞き申し上げます。

1点目ですけれども、豪雨時の災害対策について、ここ数年各地で豪雨による被害というのが非常に多くなっていると。特に用水路からの鉄砲水などによる被害対策、これはどうなっているのか。護岸工事等の整備の必要はないのかということをもまず質問させていただきます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町内には約17の主要なため池が設置されております。これらのため池は洪水調整機能を持っておりまして、鉄砲水等の洪水時に被害を抑制することができます。町では、各ため池の状況に応じながら、しゅんせつや護岸等の整備を行っており、今後も引き続き対応してまいりたいと思っております。

道路側溝やその他の小河川等につきましても、これまでも関係する行政区長からお話を伺い、また大雨時に状況等を確認し、側溝や小河川の改修を進めてまいりました。平成27年度では雪穴沢、坂下川、松栗川、兎沢の小河川の護岸整備や、町道開墾場野地線のほか、12路線の側溝改修を行っております。今年度も雪穴沢のほか、2カ所の小河川と、町道長峯幹線ほか、10路線の町道側溝の改修を計画しております。

既存の側溝断面は、時間当たり50ミリメートルの降雨量を想定して整備しており

ますが、近年発生する集中豪雨は想定する降雨量を大幅に超えることが多く、雨水があふれる箇所が発生している状況であります。しかしながら、集中豪雨に対応できる側溝断面に早急に改修することは非常に困難でありますことから、定期的な側溝等の土砂しゅんせつや、集中豪雨が予想される場合には事前に土のう等を準備し、浸水等が起こるおそれがある箇所に対し、必要な対策を講じてまいります。

公共下水道の豪雨対策（雨水・浸水対策）につきましては、防災安全の社会資本整備交付金事業により、鹿島・倉庭地区の鹿島川（中央第3－1号雨水幹線）の改修を平成6年度より下流の亘理承水路部から着手し、鹿島公会堂付近までの工事を完了しておりますが、本年度も継続して実施することとしており、早期の完成を目指しております。

また、既存の都市下水路につきましても、雨期を前に土砂のしゅんせつを行うなど、適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 側溝なり、小河川とかという話もあったんですけども、山に雨が降りまして、そのふもとといいますか、その辺の関係が一番大きいのかなというふうに私は思っているんですけども、近年ですとゲリラ豪雨というのが多いわけですけども、山に降った水が今言ったようにふもとの水路に流れた場合の山間部の被害が大きくなるのではないかなというようなことで、ひとつ小山地区なんですけれども、この例をちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、七峰山というんですかね、そういう山からの沢水が流れてくるような格好になるんですけども、これは町の洪水の土砂の防災マップ、ハザードマップによると治山山腹崩壊危険地区と、この部分にはあるんですけども、治山山腹崩壊危険地区というのは、雨や地震などの影響で山の斜面が崩れ落ちると、そういう危険がある地区というようなことになるわけですけども、ここについては山腹に砂防堰堤があるんですよ。建設したのは県だというふうに思うんですけども、ここに大雨が降りますと、砂防堰堤を通過して水が流れてきて、ふもとの水路、ここはもう護岸工事とかされていないわけですから、蛇行部とかがえぐられてくると。そうすると流木が流れてきている。その脇の道なんかも削られて狭くなってきているという、そういったことが何回もあるという地区なんですけれども。

こういった地区の住民の話なんかをお聞きしますと、過去には越流した水で、ビ

ニールハウスや育苗器、苗ですね、その機械なんですけど、これも3台ほどだめになったと。被害額的には20万円くらいするそうなんですけれども、そういった被害があるという。そして、その間の人家の庭に水が入って、農作物がだめになったと。これを何とかしてほしいと。ここの地区だけではないとは思いますが、私が聞いたのはここの地区なんですけれども、そういったような被害、ゲリラ豪雨というのが近年多いわけですから、さらに被害が大きくなるということがあるというふうにいるんですね。

今の回答の中では、しゅんせつや護岸工事の整備は引き続きするんだということまで話をされましたけれども、そういった蛇行したところとか今までやられたところについては、やはりそこも緊急的にでも護岸工事を優先するというのをすべきではないかなと思います。もちろん、ここの小山地区だけではありませんけれども、隣の上郡なり、亘理は山が多いですから、そういった地区があるわけなんですけれども、そういったことがあるというのと、しゅんせつも同じように町にお話をしても、なかなかやってくれないという現状もあるというものですから、区長なりなんんりの申し出に対して対応してほしいなというふうに思います。これに対して、答弁をひとつお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今具体的な場所が出たと思いますけれども、それについては後で担当課のほうで現地調査したいと思いますので、改めて場所その他についておっしゃっていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ゲリラ豪雨というのを考えますと、山からの水による被害が大きくなるということで、土石流に対してでも、先ほど言った砂防堰堤、これがあるんですけども、果たしてこれが本当に機能しているのかどうか、ちょっとこれが心配だということもあるんですよ。県で建設したとは思いますが、実際管理するのなりなんなり、こういったところについては調査をすべきではないのかなと思ってるんですが、これはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今いろいろ個別の話が出たようございまして、都市建設課のほうで答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 議員おっしゃるように、小山のところの砂防ダムだと思いますが、もちろん県とそこは立ち会いまして、下流の先ほどお話があったところについても、復旧といたしますか、事業を進めているということで今進んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 小山に限らず、ほかにも砂防堰堤とかがあるのであれば、やっぱり同様な対応をしていただきたいなというふうに思うんです。

次、2番目の質問に入りますけれども、山の森林伐採、そして切り崩しての土の採取等を行っているケースというのはどのくらいあるのか。また、それに伴う災害の可能性と指導指針の有無、対策についてはどうなっているのかをお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 初めに森林伐採関係ですけれども、森林伐採を行う者は、森林法第10条の2の規定によりまして都道府県知事の許可（林地開発許可）を得ることとなっております。その際、都道府県知事は同法10条の2第6項の規定によりまして、許可をする場合は、関係市町村長の意見を聞かなければならないということになっております。

現在、町内では11事業者が12カ所において伐採を行っておりますが、林地開発許可の際には、騒音、粉じんに対する公害防止装置、土地の崩壊、土砂の流出、飛び石等に対する防止措置、農業・林業に与える影響等について、庁内各担当課から意見を集約して、県に提出しております。県では、町からの意見について事業者と協議を行い、事業者から災害防止措置等の回答をもらった上で事業者へ許可しております。

次に、土の採取関係でありますけれども、土の採取等を行う採石業者は、採石法第33条の規定によりまして、都道府県知事の許可を受けなければならず、都道府県知事は同法第33条の6の規定によりまして許可をする場合には、関係市町村長の意見を聞かなければならないことになっております。現在のところ、8事業者が町内10カ所の採石場で採取を行っておりますが、宮城県で許可を行う際に仙台地方振興事務所を経由し、町長宛てに協議書が提出され、その後、騒音、粉じん、汚濁水に対する公害防止対策措置を初め、土地の崩壊、土砂の流出、飛び石等に対する防止

措置、農産物に対する影響等、庁内各担当課からの意見を取りまとめ、県に回答し、これをもとに宮城県から事業者に許可される流れとなっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私のほうで聞いているのは、林地開発の許可が出るのはわかるんですが、その出た後ですよ、その後の災害の可能性と指導指針の有無、そして対策というのを聞いているんですけれども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど言ったように、許可は県のほうです。それから、町のほうの権限として、あくまで先ほど言ったように、意見を申し述べるという調整役です。しかしながら、実際苦情の窓口になるのは町、いろいろ出た場合は町でございます。それを当然県につなぐわけでございます。ですから、そこでは町と県の連携になると思います。具体的なことについて、そのケース、ケースでいろいろ違ってきますので、担当の農林水産課の課長のほうから答弁させます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 林地開発の許可後の災害の可能性につきましては、林地開発許可自体に災害が発生しないための条件が付されているところでございます。県では定期的に履行状況調査を実施しておりまして、許可時に付した条件を確実に履行しているか、また土砂流出等の防止を行っているか等を確認しておりまして、特に梅雨時、6月の梅雨時ですね、それから9月の台風時につきましては、重点的調査月間として見回り調査をしているところでございます。特に、指導指針等の定めはありませんが、県と同様に町も現場周辺の確認を行っておりますので、そういった連携のもと実施しているものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 県の許可といいますか、施工中は県の履行条件の調査とか町のほうも現場周辺の確認を行っているということなんですけれども、そもそも採石なんかとるとというのは震災復興のためなので、必要なことだということなので、協力したいと思うんですけれども、ことしの4月7日だったんですけれども、そのときに雨が降りまして、そのときに私、土の採取をしているところにちょっと見て回ったんですけれども、そうすると4月7日に雨が1日当たり43ミリほど降っていたんです。1日ですけれどもね。私がちょっと現場を見たのは2カ所ほどなんですけれど

も、3時過ぎころだったと思うんですね。43ミリまでは達していないかなと思うんですけども、町長のデータから見るとそうだったんですけども。

そうしましたら、その2カ所のほうで道路上にその山から水が流れてきているんですね。通常だと用水路に入ると思うんですけども、泥水といいますか、それが道路上に出てきているという状態があったんです。それで、交通事故とかなんとかなるわけではないんですけども、やはりそういうふうな状況というのがあるような事実、そのときの状況によって違うのかもしれませんが、現場の状況によって。実際の県の許可を得る上では、例えば沈砂池であるとか、堰堤であるとかつくるといことになっているはずですので、そういったことがあるんですけども、現実こんな形になっているということです。

ゲリラ豪雨といいますか、そういったことを考えると、さらにもっと多くの40ミリを超えるような雨が、時間にして本当に何十ミリと降ることになった場合には、非常に大変な状況になるのではないかというふうなことがあるものですから、それが道路に流れ出すような場所というのが実際にあったわけなので、雨天時に1回点検を試してみたらいいんじゃないかというふうに思うんですけども、道路上に流れ出ているかどうかというのを。そういった確認をしたらどうかということに対して答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課のほうから答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 議員ご質問の降雨時ですけども、もちろん巡回といいますか、大雨警報という状況になりました場合には、各何班かに分けまして、私たちの都市建設課あるいは防災関係の総務課の職員で、危険箇所と思われるところについて重点的に巡回をし、その状況を把握しながら今後の対策をとりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 巡回をやっていきたいというふうなことだと思うので、ぜひともそういうところについては、巡回をお願いしたいなというふうに思っております。その今回見た場所の一つなんですけれども、通常ですと採取場から雨降ったとき水が流れた程度だけです。流れた水というのは、水路を通過して互理用水路の方向に

水が流れていくと。その亘理用水路に接続している状態になっているんですよ、そのところについては。その手前に接続されるゲートがあるんです、堰が。そのゲートがあるんですけれども、ゲートの管理について、ゲートの開閉判断と、そういったところの一連の流れ、それについてお答えを願いたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今議員がおっしゃった山手側の水でございますが、そういったものは用水路には入りません。亘理承水路とか、排水路、そういったものに入りまして、亘理用水、岩地蔵幹線用水ですけれども、そこには入らないような仕組みになってございます。

それで、用水路につきましては、一級河川阿武隈川より岩地蔵取水口から用水を取水しております。この用水は、亘理町、それから山元町の一部を含む約3,300ヘクタールの水田用水を供給しているものでございます。その岩地蔵取水口で用水を取水する時期につきましては、4月下旬から8月下旬、9月初旬となりますが、亘理土地改良区のほうで管理しているということでございます。特に、降雨時には用水の必要がないことから、大雨時そういったときには取水は行いません。その分水路の水位は低くなるため、降水等の災害が発生するおそれはないと思っております。

また、大雨、台風時につきましては、鳥の海湾内に4カ所の排水機場がございまして、それから、大畑浜側に外洋に排水する機場が1カ所ございます。それをフル活用いたしまして、万全を期しているところでございます。

用水、排水路に附帯する各種ゲートにつきましては、幹線的な用水のゲートというものにつきましては、亘理土地改良区のほうで管理をしているところでございます。これらのゲート操作については、国で設置をいたしました水管理システムで、用水の必要性に応じた操作を亘理土地改良区が行っているものでございます。そしてまた、それに附帯する小規模な幹線から田んぼに引く用水、ゲートでございます。そういったものにつきましては、農家の方が営農に合わせて操作していただくということになってございます。これにつきましては、亘理町だけでなく全国的に農家の方々が営農の方法によって、操作をしていただいているという状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 亘理用水路の水は排水路に入らないと、水門が閉まっているからだと思うんですけども、そうなんですけれども、通常は。今おっしゃられたように営農のときにゲートを開けて水を流して、そして田んぼとかに水を引くということだと思うんですけども、私が言っているのは、今そこと接続はしているわけです。それで、水門で、ゲートで閉まっている状態です。ところが、豪雨時になると流れた水が全部そこに集まってきちゃうんですね。そうするとどうなるかという、その水門が閉まっているために、水路そのものがあふれる状態になるわけです。あふれることになると、その周りには畑なり、うちとかがあるわけなんです。その畑の部分に水があふれちゃう。そこで農作物がだめになってしまうというようなことがある。あるいは、うちの中、庭に入ってきたりすることがある。

それが心配なために、今営農のためにゲートをあけるといふうなことを言ったんですけども、そうではなくて、農家の方だけども、水門、ゲートの近くの方がうちまで水が来ちゃう、あるいはうちの畑が全部だめになっちゃうと、そういうことがあるものだから、ゲートは開けるんですよ。本来だと頼んで土地改良区ですか、そこに頼むという形になると思うんですけども、頼んでも間に合わないものですから、あかないとしようがないというふうな状況になってくるということなんです。そして逆に通常だと亘理用水路から来るのと逆に、山からの水を用水路に流すという格好になるんですよ。営農のためでそれをやっているわけではなくて、とにかくそういったことがあるということで、そのうちの方はある意味ボランティアみたいなものなんですけれども、ただ自分のうちなり畑を守るというためにはそれはしようがないことなので、今お話しされたように6月から9月ですか、そういったときにはその方は旅行にも行けないというんです。

そういったことを考えると、非常にそのうちの方は大変だという状態なんです。そういった方のためにもやはり何らかの対策をとらなくちゃならないのではないかなというのが、私が話ししている中身です。中間にため池をつくるとか、あと何らかのそういうふうな装置がないとだめなのではないかなというふうに思うんです。私が見たのはそのところだけなんですけれども、そのほかにももしかしたらそういうものがあるのかもしれない。逆に緊急時にその方がやっているというケースがほかにもあるのかもしれないということですよ。そういったことについてどう考えるかと

いうことです。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 先ほど私が答弁しました山の水のほうは、用水に入らないということだったのですけれども、そういった大雨時につきましては、ゲートのバルブを調整して、用水に入れて、はいてるというような状態でございます。そしてまた、そういったゲートの操作につきましては、越流というかあふれないように、土地改良区のほうと協議していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともここはその方そのものもかなり大変な状況だというふうに思いますので、何らかの解決策をお願いしたいなというふうに思っております。

もう一つですけれども、先ほども言いましたけれども、治山山腹の崩壊危険地区とか、あるいは急傾斜地崩壊危険箇所というところがその界限には、町の中に何か所があるわけですね。そういったところにはやっぱり注意喚起のための看板の掲示というものが、こういったものが必要ではないかと思うんですけれども、そういうことができないかどうか、お聞きしておきたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課の総務課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 本町におきましては、宮城県が行っています急傾斜地等の危険箇所、それから土砂災害危険箇所の調査関係に基づきまして、危険箇所を掲載したハザードマップ、皆さんもご存じの亘理町防災マップの中に入っています洪水土砂災害防災マップというものを作成して、全戸に配って周知をしておりますので、今のところ掲示については特に考えてございません。

法律の中で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第6条の中に、都道府県が指定することになるんですが、亘理町においては指定をされた箇所はまだございませんけれども、指定した場合には表示するものを掲示するということで、宮城県が設置することになっています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今冊子を見せられましたけれども、ハザードマップというか、それを皆さんのご家庭にお配りをしているということですのですけれども、現実問題として恐

らく大切にとっておけばいいんですけども、中にはそれをなくされてしまったりとか、そういったことがあると思うんですよね。そういったことを考えると、ただ今言ったようになかなか看板というのも難しいということであれば、そういうふうな注意喚起のために、広報の中で1年に1回は何かのことは表示していくとか、そういったことが必要なのではないかなというふうに思います。いずれにしても、申しあげましたようにゲリラ豪雨というようなことを考えた場合には、やっぱりこれからいろんな対策をやっていかなければならないということですから、そういったことも含めて今後取り組んでいただきたいなというふうに思います。時間の関係もありますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

交通事故防止対策についてであります。

亘理警察署管内の国道6号袖ヶ沢住宅入り口の交差点があるわけですけども、そこでの事故が多い。事故防止対策を関係機関と協議をしているのか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘の国道6号と町道神宮寺線との交差点周辺に96世帯が入居する町営住宅や工場等があります。朝夕の通勤通学時間帯には交通量が相当増加しまして、非常に危険な交差点であることは認識しております。これまでも機会あるたび、国道を管理します国土交通省東北地方整備局に対しまして、交差点利用者の安全が確保されますよう、国道への右折レーン設置について、何度も強く要望したところであります。ただ、大規模な改修が必要となることや、国土交通省による交差点整備の優先順位によりまして、当該箇所の整備が現在進まない状況であります。

そういった中で、復旧・復興事業を優先して進めております現在の町の状況下におきましては、現時点で単費で整備を行うことは大変困難であるというふうに考えております。そのため少しでも交差点の改良を進めてもらえるよう、国土交通省に対し、昨年よりこれまでの要望内容を修正し、国道西側の歩道が一部狭隘となっており、歩行者が安全に通行できない箇所の早急な歩道拡幅整備について要望しているところであります。今後とも、国土交通省に対しましては、早期に進められますように何度も強く要望してまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 国交省と協議をしているということでもありますけれども、要望内容を変更したということをおっしゃられたんですけども、国道ですか、歩道にする

という格好、この要望内容の変更というのは、なぜこれに変更したのかということをお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたように、これについてはもう大分前から国交省との交渉、その辺の経過があるものですから、担当課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、やはり国道の交差点改良といいますと、右折レーンの設置というふうな関係が出てまいります。やはり整備費が莫大な関係になりますものですから、国土交通省の道路を維持する出張所の所長と相談しまして、それよりは西側の歩道を拡幅しながら、町道のある程度の拡幅もできないかということのほうが進めやすいんじゃないかという話がございます、一部そういったことで修正させていただいたというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そのほうが進展がしやすいということだと思います。ご協議をしてきたと思うんですけども、27年度はしたんですかね。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 毎年、年末ぐらいに中央地域道路懇談会という国土交通省の東北地方整備局と関係市町の首長との懇談会がございます。一昨年、昨年と同じような時期でございますが、まだことしはその時期にはまだ参っていないんですけども、同様に打ち合わせをしながら、今回も続けて要望してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） その年度末に行われる会議というのは、亘理町と国交省とのではないということですか、それ以外の市町村も入っているということですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 東北地方整備局の国道を維持すれば東部と仙台の国土の出張所ではございますけれども、関係市町村ということで、松島から沿岸部を行きまして山元町までという形になります。それで、本町だけじゃなくて、各市町ともやはり交差点改良等がほとんどなんです、そういった要望が出されている中

で要望しているというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 関連しますので、次の質問ですけれども、2番目ですが、現在の押しボタン式信号機、これを感应式信号機に変更するよう関係機関に働きかけてはどうか、またその際の道路改修計画などはどうかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） このおっしゃった感应式信号機の設置につきましては、これまでも亘理警察署等関係機関と検討しておりますが、交差点に隣接する町道が東西とも狭隘となっており、信号待ちの車両が停車しておりますと、国道からの車両が進入できないため、感应式信号機を設置できない状況にあります。

先ほどの回答と同じになりますが、今後も国土交通省による交差点改修が早急に進められるよう、何度も強く要望してまいりたいとそのように思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） なぜ私がここの交差点にこだわるかというと、ここに宮城の交通安全ということで、宮城版の副教材ということで、免許証の更新時に、副教材をもらうんです。ここの中に書いてあるのが、これは平成25年5月なのかな、この中に第2章の中で、8警察署管内の交通事故多発交差点というふうに書いています。その中で、亘理警察署管内です、国道6号亘理町袖ヶ沢住宅入り口の交差点。それはここの交差点なんですよ。ここの交差点が一番多いんです。警察署管内では。この交差点はやっぱり何とかしなくちゃいけないというのは当然のことで、実は私、去年免許証の書きかえがあつて、そのときにちょっと見たんです。そのときの本をなくしちゃったもので、前の年のを借りてきたんですけれども、これを見ると交通事故の発生件数というのは23件あるんです。ここ10年間で。

やっぱり現地を見てもらうとわかるんですけれども、袖ヶ沢住宅のほうから国道のほうに向かってくると、右側のほうが柵があるんですね。その柵があつて、押しボタン式信号ですけれども、柵があつて右をのぞくと、柵があつて見えないのと、あとわずかながらカーブをしているんです。そのカーブによって見づらいんです、来る車が。やっぱりここは多くなるのは当然かなというふうに思うんです。これ何年間も恐らくこんな状態が出ているのかなと思うんです、この副教材の中に。これはちょっと恥ずかしいというか、何とかしておかないとだめだというふうに思うん

ですね。

ここで今23件ということを行いましたけれども、実際の古いやつですから、25年度の。今現在で一体どのくらいの交通事故件数があるかというのをつかんでいますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） うちのほうでも副読本のほうちょっと本物じゃないんですけども、コピーのほうで情報はつかんでいるんですけども、交通事故件数は24件となっております。ですから、相変わらず多いという状況で、こちらについては警察署、それから国土交通省と国道の関係の協議は重々しているんですが、やはり優先的にはとにかく交差点の改良をしないと進まないという見解で、できるだけそれが進むようにということで、先ほど町長が答弁したように、できるところから足をつけて粘っていきたいということで考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 感応式の信号にしたってやっぱり事故は起きると思うんです。押しボタンだから本当はおりにいって、押してやればいいのかもしれないけれども、なかなかそんなことする人はいないので、なかなか難しいのかなというふうに思います。

それと、先ほど28年度の3月に会議があると言ったんですけども、市町村がいっぱいいるところでの話ですから、どの程度なのかというのはちょっと疑問なところもすごくあるんですよね。もうちょっときちっとした要望なりなんなりをすべきではないのかなというふうに私は思うんですけども、ぜひそのようにお願いをしたいというのと、ここを改良しないと、そこにある町道の神宮寺本線があるわけですよ。そこから西のほうに向かう路線ですね、国道から入って。そこもダンプが結構多いんですよね。ダンプが多い、交通量が多いということになりますので、拡幅なりなんなりちょっと改修工事、神宮寺本線とか鍋倉川の改修ということがここで計画はされていると思うんですけども、結局このことも進まないわけですよ。こういったことも含めて、さらに加速をしていかなければだめだと思うんですけども、そういった点はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりだと思います。亙理町においては、あそこの交差点改良は優先度が一番高いわけですけども、国交省におかれましても高くなるよ

うな働きかけを積極的にやっていきたいとそのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ぜひとも、あそこのお願いをしたいというふうに思います。

3つ目のわたり温泉島の海の活性化について、お伺いをいたしたいというふうに思います。

1 番目ですけれども、各種町のイベントなどと連携して、町内外の参加者に入浴券を配布するなどし、家族、友人を連れて再訪を促すのとあわせ、観光の中心基地としてレストラン、宿泊、2階休憩室、足湯などの再開の考えはないかということをお答えをお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） わたり温泉島の海の入浴券の活用につきましては、議員のご提案のとおり、現在各種イベント等と連携しまして、配布するよう計画しております。既に活用したものといたしましては、5月末にプロ野球の楽天イーグルスとの連携事業として球場のイベントブースにおいてPR活動を行った際に、アンケート調査を実施し、協力いただいた方に本町の物産や温泉の入浴券を配布させていただきました。今後もさまざまな事業と連携して、わたり温泉島の海の集客アップにつなげてまいりたいと思います。

次に、入浴サービス以外の施設の利用再開につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在民間委託等も視野に入れまして、運営方法を鋭意検討中ですので、方向性が決まり次第、すぐ報告させていただきたいとそのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 入浴券につきましては、今のお話ですと、配布をしたいというようなこと、実験的なのかどうかわかりませんが、既にやっているという話だったと思うんですけれども、これについても私のほうに町民の方から逆にこういう提案をされていたわけです。それで、提案というか今お話をしたんですけれども、町の考え方はそういう意味で一緒かなと思いますが。

今配布をしたというようなことだったんですけれども、楽天の関係ですかね。この配布した反響というのはいかがだったのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 配布については、私もわかっていますけれども、担当課長のほうから申し述べたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 楽天イーグルスとの連携事業の際のわたり温泉島の海の入浴券の配布につきましては、3日間で3,500枚ほど配布させていただきました。あくまでもブースのほうでアンケートにお答えいただいた方に対しての配布ということでございますので、その配布した3,500枚のうち配ってから来ていただいたお客様、大体100人ぐらいは確認しております。その券を持ってきた方を確認している状況でございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私からも追加して説明します。実は、昨日NTTの方が参りまして、「いや、実は球場に行ってアンケートして、私いただいたので入ってきました、大変いい風呂でした」と言われました。そのおかげで、これはまだはっきりしていませんけれども、NTTさんの事業で被災地に寄附する事業を行っているそうです。亘理町としてはそれにエントリーしたいなと思います。金額的には企画財政課長に聞いたら、大体1,000万円ぐらいじゃないかと思うんですけども、うまく申請すれば相当いい結果が出るかなと思いますけれども、きのう実はその方に直接申してみた。その件で来たときにお話を伺いました。大変効果があったと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ということで、非常に効果があるんだなというふうに私もそう思います。ぜひとも今後やっていただきたいと思うんですけども、具体的な配布のイベントなりなんなりというのは、今現在考えているものはあるのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今の事業については、おそらく地方創生の事業の一環としての事業ということで、こういったものを捉えながら、先ほど言いましたように各種イベントと提携してということは、各事業と提携してやっていくということです。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。いろんなイベントの中でやっぱりやってほしいと思います。マラソン大会とかもあるわけですから、そういったものに活用していただくということで、ぜひ取り組みをお願ひ

したいと思いますが、もう一つのほう、宿泊とかレストラン、2階休憩室、足湯とかの関係はちょっとまだはっきりした答えは出ていないわけなんですけれども、わたり温泉鳥の海は結構人気はあるんですよ。じゃらんという観光といいますか、旅行雑誌ありますよね。インターネットなんかでも出してはいるんですけれども、じゃらんを見ると宮城の観光スポットということで、6月のお勧めランキングが出ていましたから見てみたんですが、1位が秋保大滝で2位が八木山動物公園となってそんな感じが出ています。秋保温泉が8位になっています。うみの杜水族館は63位ということで、全体でいうと2,125件あるうちのランクなんですけれども。わたり温泉鳥の海は何位かという、74位になっているんですよ。そういう意味では高いし、70位が鬼首温泉、68位が竹駒神社とそんな感じになっているんですけれどもね。そういう意味では人気が非常に高いなというふうには思います。

わたり温泉鳥の海のほかにも見てみると、実は亘理公園が46位で入っているんですね。あの公園はそういう意味では46位とかなり高いなと思うんですけれども、85位にJ Aのみやぎ亘理吉田観光いちご園なんていうのが出ていますし、鳥の海のふれあい市場はちょっと100位を超したところにあるんですが、そういった意味での活用方法といいますか、レストランなりなんなりを活用して宿泊するというのは、そういう意味では人気がある意味あるわけですから、活用の仕方が非常にあると思うんですよ。じゃらんの中でも口コミの欄なんかもありまして、そこの中を見てもらうと、お風呂についてはやるようになったけれども、宿泊が望まれているというふうなそういう声も出てきているんですね。結構そういう口コミもあります。そういったことを考えた場合に、運営方法、これについては結論を出さざるを得ないんじゃないかと思うんですよ。震災後5年を過ぎていますし、こういったことについて例えば町民にアンケートをとるとか、そしてレストラン、宿泊、2階休憩室、足湯などを含めて運営方法について結論を出してみたらどうかということなんです、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在入浴サービスのみの提供ですけれども、利用者の方々からは、いろいろとご意見いただいています。やはり以前のように全館オープン、レストラン、宿泊、休憩、宴会ができるようにしてほしいというのが一番多いわけです。今後の運営につきましては、先ほどから何度も言っていますように、民間委託を含め

てやっていきたいということで、現在検討中でございます。

今のお話で、人気度ということなんですけれども、あそこの施設については我々これからまだ相当PRしていかないとと思っておりますし、非常に貴重な施設であると思います。例えば南三陸町庁舎に県のほうで8,000万円も支出するわけなんですけれども、あそこはあくまで遺構でございます。我々は生きた遺構ということで。被災3県の中で百数十メートルで10メートル以上の波から再開したのは、あそこだけです。これはもう世界に発信できますね。ああいった形の建物であれば、津波に十分耐えられるということだと思います。

前の議会でも申し上げましたが、観光協会でも佐勘で研修したときに、大女将の言うには、ワイキキの浜辺のホテルは、2階までは客室になっていませんねと。ピロティになっていますねということで、実はそのとおりだと思います。ですから、今回の私どもの鳥の海の1階分がたまたまピロティになっちゃったんですね。ガラス戸がぱんと割れまして。ですから、構造的にあのとおりびくともしなかったということございまして、これはアピールできます。アピールしていくべきだと思いますし、そのほかにすごい景観を持っています。これは後の質問でも恐らく出てくるんじゃないかと思うんですけれども。これはもう先ほど高野議員からも言われましたが、できるだけ早く再開したいなと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうということで、活用の仕方というのはいろいろここはあるのかなというふうに思っています。実は来年になりますけれども、高校総体あるんですよ。山形とそれから宮城と福島、この3県を使ってやるんですが、メイン会場は山形になっています。インターハイですね。これのサッカーというのが宮城県で行われます。宮城県でサッカーが行われますけれども、亶理町の場合は今度そこに運動競技場をつくるわけですよ。そして、そこの中に人工芝のサッカー場、これを使うということがあるんですよ。そういったことを考えると、宿泊施設さえあれば、あそこのサッカー場もサッカー協会でも3,500万円ほど補助をもらってやったわけですから、当然使いたいというのはあると思うんですよ。

そういったことを考えると、これも利用の仕方によっては、宿泊できればそこを練習場として、練習場は当然幾つかいろんなところで必要になってきますから、逆に言うところから誘致をすとか、そういった活用の仕方もあると思うんです。

あとはサーフィンなんかやっていますよね、あそこは。サーフィンの方だと遠くから、山形から来たり、あるいは神奈川からたまに来たりという人もいます。宿泊施設があったら大分違うのではないかというふうなことがあります。したがって、早急に結論を出して、再開をすとおっしゃいましたけれども、その時期も含めて結論を早く出していきたいなと思います。

2番目ですけれども、震災以前のわたり温泉健康センターにかわって、町内居住の65歳以上の高齢者を対象に1回300円での入浴サービスを復活してはどうか、これについてご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） わたり温泉鳥の海は、現在温泉入浴サービスによりまして、自然と温泉を活用した住民の健康づくりと福祉の増進にも役立っていると思っております。現在の温泉施設の利用状況を見ますと、年代別に入浴者のデータをとっておりませんので、詳細については申し上げられませんが、町内在住の65歳以上の方が多く利用されているのも事実であります。週に何度もお越しいただく方も見受けられるようでございます。

そこで、議員のご提案のとおり、500円の入浴料を300円とした場合については、高齢者の皆さんにとっては大変いいことだと思いますけれども、この施設はあくまで本町の観光拠点というふうに力点を今回は置いております。そういった面で、健康センターの機能とはまた別な点であります。震災前のわたり温泉健康センターとは役割を異にしているという認識をしております。高齢者の入浴料を下げることについては、利用収入の大幅な減収になることも確かでございますので、前回の議会のとくもお二人の議員から言われましたように、やはり運営についてはできるだけ健全な収支を図っていくようにとご指摘もありましたので、この点も留意していきたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 町長のお話にもあったように、住民の福祉の増進ということも当然あるわけですよね。観光の拠点というだけではなくて。そういった意味でわたり温泉健康センター、震災でなくなったというようなことを考えた場合、それに代替するようなこともこの中でやっていってもいいのではないかというふうに思います。血圧測定も当時はやられたということもあるわけですから、そういったこともやっ

て、あとわたり温泉の予算については難しいという形を言いますけれども、これは当時はそうやっていたわけですから、その当時のことを考えれば、町からの会計は別にしてですよ、鳥の海会計じゃなくて町からの補助として200円を出すと、そういった形でやれないのかと、それについてはいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申しあげましたように、わたり温泉健康センターは別施設でございました。したがって、私もあのかのとき3年数カ月、総支配人としていましたが、まずもって同じ施設で観光拠点、それから福祉の拠点、この2つはやっぱりちょっと難しいというのは結論でございます。

ですので、いわゆる健康センターの役割の施設につきましては、復旧・復興の事業のめどがついた時点で一つ考えたらどうかと思っております。現状につきましては、現在の観光拠点の位置づけを主にしていくと。それと同時に、前は800円の料金を500円にしているわけでございます。そういった面で、全く健康センターの建物あったときの目的とは違うということもご理解いただきたいとそのように思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 観光拠点というのは実際問題、地方自治法でいう1条にある住民の福祉の増進ですね、このことも背負っていることも事実ですよ。そういったことを考えれば、やっぱり何らかのここはあってもいいんじゃないのかなと私思いますし、例えば蔵王町なんかは70歳以上の方に無料券というのを出していると、そういうところもあるんですよ。それはだから、無料にするというわけじゃないので、そういうのを出すんだったら、無料券なり200円の補助の券を出すと、それは枚数を制限するかどうかわかりませんが、そういったこともあるんじゃないかと思えます。その点はいかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 蔵王町の神の湯とあともう一つありますね、あそこは私もよく存じております。ですから、将来あいつた施設を町としてもぜひやっていきたいということで、それには復旧・復興の一つのめどが立った時点といいますか、この辺を考えて、同時に考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ぜひと今のことについては考えていただきたいし、何らかの軽減策といますか、そういったものは65歳以上の方とか、そういう方については何らかのことがあるのであれば、やっぱりそれも考えてほしいなと思います。

最後の質問になりますけれども、逢隈地区、吉田地区からアクセスとしてさざんか号を利用する場合、2路線の乗り継ぎとなって料金が2倍となるなど利便性が悪いということで、一部直行便を出す考えはないのかということに対して、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町民乗合自動車さざんか号につきましては、東日本大震災の影響によりまして、現在町内の各駅や、仮設住宅、病院などを巡回しながら暫定路線として運行し、地域の生活交通の確保に努めているところであります。また、平成25年度からは、復興交付金の補助制度である効果促進事業を活用しながら、被災者支援等のため無償にて運行を行っており、また震災前についても乗り継ぎ券を発行し、片道料金の200円で移動が可能だったことから、料金が2倍になるという事実はないものと理解しております。

また、直行便の運行につきましては、ご承知のとおり、さざんか号は地域公共交通として地域の生活交通の確保のため運行しておりますので、わたり温泉鳥の海だけに特化するものではなく、地域全体を考慮し、検討する必要があると考えております。

今後、人口動態や企業立地を含めた地域の社会・経済状況や、住民・利用者のニーズ、またJR等の公共交通サービスの状況を見通し、さらにはまちづくりの動向等を踏まえて、問題点・課題を整理し、改善を図りながらより利便性の向上に努めてまいりたいとそうように考えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） その乗り継ぎ、確かに私も訂正をしなければならないんですけども、乗り継ぎをした場合に2倍になるというのはこの間はさざんか号の料金を無償でやっていたという関係もあるものですから、乗り継ぎの代案で、200円で乗り継ぎ券で行けるということについては、訂正をしたいと思います。

ただ、アクセスの問題として料金がそうだとした場合、乗り継ぎをして実際に行く場合、どうなのかということ考えた場合に、ちょっと見てみたんです。私逢隈で

すから、ここから温泉にちょっと行った場合、どんなふうに行けばいいのかなと、さざんか号を使って。私の場合だと、北部循環線という早川逢隈小・中学校前を8時38分で出ますと、亘理駅8時57分に着くんですね。そして、そこで約30分待たなくちゃならないんです。30分待って亘理駅9時23分発で、わたり温泉鳥の海前が9時46分に着くんです。そこで入浴すると、お風呂に入るという格好になります。その後、帰りのバスはどうかというと、一番早いのは9時56分というのがあるんです。9時46分に着いて9時56分で帰るということはまず考えられないので、2時間後に12時4分発というのがありますから、12時4分発で今度帰るという格好になります。荒浜線の12時4分で走って行って、亘理駅12時27分に着くんですよ。北部循環線に乗りかえるわけですけれども、ここで2時間30分待たなくちゃならないんですよ。亘理駅から2時55分に乗って、逢隈小学校で15時22分と、こういうのですね。午後から行こうとすると帰ってこられなくなるんです。そのほかはどうかというと、サニータウン線も南部循環線も似たようなこんな感じなんです。そうすると、現実には交通弱者といいますか、車の運転できない方だと行けないというのがあるので、そういったことを考えたならば、何らかの直行便なりなんなり、そういうふうな考えを持っていかなければならないのではないかと思います。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたとおり、現在のさざんか号の運行につきましては、地域生活交通という面で、そしてまた被災者の足の確保ということもあったわけでありまして。今議員ご指摘の鳥の海直行となりますと、逆に鳥の海を中心に、温泉を考えての運行ということになるろうかと思いますけれども、その辺の運行につきましては、別途の考え方ということになるろうかと思いますけれども、この件については別途考えていくということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） これも同じなんでしょうけれども、鳥の海温泉そのものが新たに宿泊も含めて、できるかどうかというところで、この交通の問題も出てくると思うんです。確かに今おっしゃったように、今現在で直行便なり出すというと、問題はあられるかもしれません。ただ、そういう交通弱者がいるということは間違いないことでありまして、そういった者を救うということも大切だと思います。ただ、お金の問題も当然出てきます。ですから、総合的に言った場合に、わたり温泉を活性化して

いくためには、宿泊を含めたこういったものを再開していく、民営化になるのか、あるいは直営でやるのか、直営の一部にするのかというのはいろいろな考え方があ
ると思うんです。そういったことも含めて早期に結論を出していただきたい。そう
することによってもしかしたら、来年のインターハイに間に合うかもしれないとい
う話もあるんですけれども、以上で私の質問については終わりたいと思います。ぜ
ひよろしく申し上げます。

議 長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、11番。鞠子幸則議員、登壇。

〔11番 鞠 子 幸 則 君 登壇〕

1 1 番（鞠子幸則君） 11番、鞠子幸則です。休憩とると思ったんですけれども、続行な
ので、手短にやります。

まず第1問目、障害者福祉サービスと介護保険について、障害者が65歳になると、
障害者福祉サービスから介護保険に移行しなければならない、いわゆる介護保険優
先原則について、障害者本人の状況を踏まえ、個々の実情に即した適切な運用を行
ってはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 鞠子議員のご質問にお答えしたいと思います。

介護保険サービスと障害福祉サービスにおける介護保険優先の原則につきましては、
障害者総合支援法第7条の規定により、障害者総合支援法に基づく自立支援給
付と、介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先
されることとなっていることから、制度上は障害をお持ちの方が65歳の年齢になり、
介護保険第1号被保険者になった場合、または40歳以上で介護保険法で指定される
末期がんや初老期の認知症など16の特定疾病を患い、第2号被保険者となった場合
には、介護保険法で定めるサービスを優先的に利用することとされております。

ただし、介護保険法で定めるケアマネジャーが作成するケアプランにより、個々
の実態において介護保険サービスによる支給量が不足する場合や、介護保険サービ
スにはないサービスを利用する場合には、障害福祉サービスを利用することができ
るとなっております。

障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給決定におきましては、本人の
状況や生活実態に即し、具体的なアセスメントにより状況を把握し、介護保険担当

課と連携した上で、市町村の判断により適切に支給決定することとされておりますことから、市町村の考え方が大きく反映されている状況にあります。亘理町におきましては、介護保険対象となった障害をお持ちの方に対しまして、国で定める介護保険優先の原則を用いつつも、すぐ全ての障害福祉サービスを打ち切るのではなく、個々の実情を把握し、考察した上で適切な障害福祉サービスの運用を行っております。

具体的に申し上げますと、まず障害者支援施設への入所や、グループホームへの入居に当たり、居住系サービスの支給決定でございますが、介護保険対象となる前から居住系サービスを利用されている方につきましては、居住場所や支援体制など生活にかかわる全てを変えていただくことは容易でないため、この保険対象になったとしても、本人や家族の申し出がない限り、現在利用している障害福祉サービスの居住系サービスを継続して利用していただいております。

現在、そのような方が仙台市や白石市など、障害者支援施設やグループホームに12名いらっしゃいます。次に、在宅の方の日中活動の場や、ヘルパー派遣、ショートステイ、福祉用具の給付、住宅改修などの在宅系サービスでございますが、介護保険サービスと障害福祉サービスのどちらにもあるヘルパー派遣やショートステイ等のサービスの場合は、介護保険対象時点で、介護保険優先の原則から介護保険サービスを優先的に利用していただき、介護保険サービスの支給量では足りない場合や、身体の機能訓練など障害福祉サービスにしかないサービスを必要としている方には、介護保険法によるケアプラン内容による障害福祉サービスを支給しているところでございます。

現在、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用して、自宅へのヘルパー派遣を利用されている方が6名、年齢的に介護保険対象であります。視覚障害があり介護保険サービスにはない支援を障害福祉サービスにおいて給付している方が1名いらっしゃいます。

今後につきましても、制度の趣旨を踏まえつつ、利用者の実情に合わせたサービスの支給を行ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 非常に重要な答弁であります。それは、自治体によっては障害福祉サービスを受けていて65歳になると、機械的に介護保険サービスに移行させられ

るとい自治体もあるわけです。そういう中で、居住系サービス、障害福祉サービス、施設入所及びショートステイなどについては、これは65歳になっても入所している生活環境を踏まえて、引き続き障害福祉サービスを受けられるようになっていると、極めて重要な答弁であります。

そこでお伺いしますけれども、今サービスの内容について言われましたけれども、もう一点というのは利用料なんですね。利用料について言えば、介護保険については昨年8月から今までは原則1割でしたけれども、一定の所得のある方は2割負担をするようになりました。それで、障害福祉サービスは住民税非課税の方は無料です。そこで、お伺いしますけれども、先ほど答弁されました介護保険サービスと障害福祉サービスを併用している6人の方は、住民税非課税ですか、それとも住民税課税ですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 把握については、福祉課長のほうから答弁します。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 介護サービスと保健福祉サービスを併用して、自宅でヘルパー派遣を利用されている方6名というふうに町長の答弁の中にもありましたけれども、その6名の方のうち、自己負担が発生している方については1名現在いらっしゃいます。それは、町民税が課税されている方ということになります。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。6名の方は1名だけが利用料の負担がふえるということでもあります。厚生労働省は、全国的に自治体によっては先ほど言いましたけれども、機械的に処理するところがあるので、そういうことを懸念して、本人の状況が介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいということから、国保の実情に即して適切な運用を行うべきということを事務連絡で通達しております。ですから、今後とも障害者の皆さんが介護保険、65歳になった時点、及び40歳、第2号被保険者となった場合の方で、引き続きその人個人の状況をよく考えて、そして所得も考えて、利用料も考えて適切に今後とも運用すべきだと思いますけれども、その点だけ答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） その件に関しましても、今までどおり、サービスが途切れないよ

うな形で運用を行っていきたいというふうに担当課のほうでは思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 2つ目に移ります。

水産加工流通施設についてであります。

2016年度整備される水産加工流通施設について、町として従業員の確保、販売先の拡大、風評被害対策をどう支援するのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） このたび誘致した水産加工業者は、国の復興交付金事業を活用しているものでありまして、現在開発許可申請や、施設の詳細設計を行っている状況であります。この事業につきましては、国の制度要綱の中で地場水産物の活用、地元雇用も含めた雇用の確保、販売先の確保拡大、事業資金の確実性など、企業側が主体的に計画を立て、公募する事業となっております。

今回、荒浜地区水産ゾーンに進出する企業は、有識者等で構成する公募の選定委員会において、その計画が妥当であると判断された企業であります。ご質問にあります従業員確保、販売先の拡大につきましては、当面の間は計画に沿った事業展開を期待しているところであります。

また、風評被害につきましては、進出企業と関係機関に確認しましたところ、当地域においては現在際立った風評被害は見受けられないとの回答を得ております。

なお、ご質問のような状況が発生した場合は、関係機関と連携をとりまして、各種事業の活用も視野に入れまして、支援内容等を検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 荒浜地区に水産加工流通施設が整備されるということは、荒浜地区、あの地区の活性化、そして荒浜地区全体のまちづくりにとっても、極めて重要な意義があると思います。

それで、質問をしますけれども、3月議会の一般会計補正予算で繰越明許費ということで、水産加工流通施設について、繰り越した額が12億9,100万円なんですね。これは総事業費の復興交付金として10分の8がこの額に当たるんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課のほうから答えます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の鞠子議員おっしゃったように、10分の8の額でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 先ほど町長から公募の選定委員、これはどういう方々が委員会をつくっているのですか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 選定委員の方々でございますが、1月27日に開催をいたしました。選定委員の方につきましては、宮城大学食産業学部准教授の方、それから中小企業経営診断士の方、それから宮城県漁協仙南支所運営委員長、それに行政といたしまして三戸部副町長、齋商工観光課長に入っていました。一定の構成でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 公募は何者が申し込みましたか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 昨年の12月に公募いたしまして、1者の公募ございました。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 企業名を明らかに、企業名を述べてもらえますか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 相馬市に所在のサンエイ海苔でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 町長は先ほど最後の答弁で、各種の事業の活用も視野に入れて、支援内容を検討したいというふうに答弁されましたけれども、この各種事業の活用というのは、具体的にどういうことを述べているんですか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 各種事業につきましては、今後企業誘致も関連してきますので、そういった県の助成金、補助金、それから町として減免等の助成制度といたしますか、制度がございますので、そういった企業誘致の観点から、そういった各種事

業を視野に入れて、事業展開、助成してまいりたいということで考えております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） この点について、最後になりますけれども、例えば町で発行している広報わたりのトップにトピックスとありますよね。あそことか、中ほどのページに互理の企業まるごとコレクション、こういうところに紹介するとか、例えば互理町のホームページであれば、ニュースウェブ版、こういうところにも企業が営業を開始する際に、そういうことを載せるとか、ホームページに載せるとか、わたり広報に載せるとか、そういうことは今後検討必要かと思っておりますけれども、その点いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 現在も、広報わたり、ことしの1月号からの企業関係のPRということで、4分の1面ぐらいですかね、広報しています。今後も企業のPR継続予定ですが、順番で企業をPRしていますので、今後も継続的にPRしていきたいと。これについては、ほかの企業誘致の起爆剤といいますか、企業誘致の誘引ともなりますので、ぜひとも町内に来る企業のPRを今後とも続けてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後に3点目移ります。

就学援助について、3点伺います。

まず第1点目、就学援助費支給の可否ですね、支給できるかどうか、支給の可否について、民生委員の意見を聞かなくてもよいのではないかと、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 就学援助関係に関することですので、教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

就学援助費につきましては、要保護及び準要保護児童・生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費がございます。交付に関しましては、要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、交付されるもの

であります。亙理町児童・生徒就学援助要綱も定めております。

事務手続におきましては、文部科学省が定めております要保護及び準要保護児童・生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領に基づき対応しておりまして、要保護者、準要保護者の認定等に対して、福祉事務所の長及び民生委員に協力をいただき、十分連絡をとることとされております。民生委員の意見を聞くということは、しっかりと事情を把握するために民生委員の協力をいただいているということになります。

なお、平成24年度から特に必要な場合を除き、民生委員の所見をいただかなくてもいいというふうにして通知を出して取り扱いをしているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 24年度以降はそういう連絡を各学校にやっているということで、それはこの亙理町の児童・生徒就学援助要綱の第5条に受給の申請ということであって、基本的には毎年支援制度に必要な添付資料を出して、学校長を通じて教育委員会に出すというふうになっておりますけれども、現に就学援助を受けている者については、学校長の判断で申請を出さなくてもいいという、こういう規定になっているわけでありまして。この規定に基づいてそういう連絡をしたということですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 規定がございますので、それに基づいて運用しているわけですが、例えば、個々に申請受給の依頼について、各小中学校に文書として出しているわけですが、新たに申請をすると、例えば継続して申請している世帯のうちでも、新1年生が住む世帯は就学児童1名について2部の申請書を出していただくというふうなことで対応しております。具体的には、課長のほうから答弁させますので。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） ただいま教育長からの答弁のとおりでございます。民生委員の意見を求めるということは、平成24年度から注釈をつけて学校側に周知しておるところでございますが、なかなか申請を出していただけないご家庭も中にはあるんですね。そうした場合に我々の手段として広く受けられるんじゃないかなというようなことで、学校側といろいろ相談をして、じゃあそういう場合にはちょっと民生委員さんのご意見をお伺いしましょうかと、そういうものが過去にも何件か

例がございますので、こういった項目をいまだに残しているということでございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 震災前はどうか。民生委員の意見は必ず聞かなくちゃだめだったんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この民生委員の意見を特に求めることもないというようなことを平成24年度にうたったということは、それ以前にもそういったことで、民生委員を煩わすことのないような形をとったのかなというふうなことも考えられます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 特別な事情がない限りは、民生委員の意見を聞かなくても十分だと思うので、それを今後とも継続していただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。

就学援助費を各保護者の銀行などの口座に直接振り込んではいかがでしょうかあります。

答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 要保護、準要保護児童・生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の就学援助費等につきましては、これまで保護者から委任状を提出していただいた上で、各学校長を通じて支給していたわけでございます。本年度から、保護者の負担を軽減する観点から、銀行口座へ直接振り込みによる支給をすることといたしました。ただし、期日までに銀行口座振込依頼書等が提出されない場合や、学校給食費その他学校に納めなければならない校納金に未納額がある場合などについては、学校長から直接支給するというふうにしております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今までは現金で校長が保護者に支給するというふうになっていて、それについては何度か改善してほしいという要望は、保護者からも出ていたんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この件については、伺ってはおりません。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） この件について、もう一点だけお伺いしますけれども、町の要綱の第9条ですね、支給の方法ということで保護者に現金で給付するとなっておりますね。これは要綱なんですけれども、この要綱はちょっと変えたんですよ。変えたと思うんですけれども、どうですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 済みません、まだでございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 私は例規集で見たんですが、変えられていないんですね。至急、どういう手続で変えるか私はわかりませんが、至急変える必要があるというふうに思います。

（3）に移ります。

7月下旬の第1回目の就学援助費の支給を前倒ししてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 就学援助費の支給時期に関しましては、年3回、学期末ごと、つまり7月下旬、12月下旬、3月下旬としております。これにつきましても、事務処理要領に基づき、事務処理を行っているところでありますが、町の事務におきましては前年度2月に学校に対しまして、新年度に係る事務計画の連絡及び事務内容の打ち合わせから始まり、3月に新年度事業計画書を県教育委員会に提出し、新年度に入った4月からは、要保護及び準要保護世帯の認定、支給額の算定、それから要保護及び準要保護児童・生徒の認定及び就学援助支給計画の通知等の事務が生じるわけでございます。同時に学校におきましても、それらと全く同じような事務作業が生じてまいります。この間、年度末、年度初め、町あるいは学校の職員の異動、それから児童・生徒の異動も多く、事務的には非常に繁忙しているわけです。何よりも県からの交付決定額の内示が6月になりますので、4月下旬の支給時期の前倒しについては難しいのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 就学援助については、どこの自治体も国の基準を踏まえながら、それぞれの自治体で決めているというふうになっております。亘理町の就学援助費

の中で、新入学学用品費、これは小学校1年が2万4,070円、中学校1年生が2万3,550円というふうになっておりますけれども、これで間違いはないですね。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 28年度の援助費はそういうふうになっております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） この額というのは、国の基準と全く同じですか、違いますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この辺の対応は、準要保護に関しては、交付税措置がなっておるので、市町村が定めるような形になっております。ですから、この辺に関しては若干単価が毎年違ってくる可能性もあります。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 亶理町の就学援助費の額を決定するときには、国の予算の範囲内で毎年改定しますが、国の基準に基づいて、それに沿って亶理町も就学援助費の各種類の援助費を決定しているんですかと聞いているわけです。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今、議員のおっしゃったとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） それで、実際どういうふうになっているかということと言いますと、例えば新日本婦人の会がアンケートをとりました。これによりますと、小学1年のときの入学準備費用は5万4,540円、中学校は7万8,492円ですね。文部科学省が毎年児童・生徒の学習費用を調査しております。これによりますと、小学校でこれも文科省の調査ですが、小学校では5万3,690円、中学校は5万8,503円です。随分差があるわけなんですね。特に中学校は大きな差がありますね。実際の入学のときに必要な額と、就学援助の入学準備費用は差がありますが、これはどう考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今議員がおっしゃったとおり、実際の文科省が把握している費用と、就学援助費の支給の額はかなりの差があるということは文科省も認めております。したがって、内外教育というのがあるんですが、馳文部科学大臣もそのことについて、今後検討してまいりたいということをおっしゃっていましたので、国の動

向を見ておかないといけないのかなというふうに思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今教育長が言ったのは、5月24日の参議院の文教科学委員会での質問に対する答弁ですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 教育雑誌によると、そういうふうに伺っています。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） そのときに、その質問の中でこれは小松教育局長は次のように答弁しているんですね。文部科学省といたしましてこれまでも都道府県教育委員会に対しまして、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各品目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給するよう十分配慮していただくよう、何回も通知していたと。今後とも都道府県を通じて市町村においてもこのような考え方で対応されるよう要請していくということで、できれば必要なときに児童・生徒が支給されるように、特に入学準備費用は少なくとも3月に必要なわけですね。ですから、こういうことも踏まえて対応する、実務の流れはわかりますよ、実務は別にして、基本的な考え方としてこういうことで対応するというのも文科省の方針でありますので、基本的な考え方としてどうするか今後だと思いますが、基本的な考え方として必要なときには支給するという立場で対応する必要があるというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 文科省からみずれ県教委を通してうちのほうにも来るかもしれませんが、県内で前倒ししている自治体はどこもございません。そういう状況もございしますので、今後県内の動向を十分踏まえていかないと、なかなか難しいのかなと。先ほど言った理由は、非常に年度末、年度初めの事務が大量なんですね。特に学校側の事務職員がかわったりしますと、事務量が大変で十分機能しないこともあり得るので、やっぱり新年度きちっと対応していくのが、支給を遺漏なくできるようにするためにはそういう期間も必要かなと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後に一言だけ。基本的に先ほど言ったとおりなんですけれども、日本国憲法の26条第2項に、義務教育は無償というふうに規定されておりますので、

それを踏まえて対応していただきたいというふうに思います。

一方で、国はそういう通知をしておきながら、準要保護については補助金を一般財源にして国の援助を削減しているということもありますけれども、いずれにしても必要なときに就学援助を受けられるように私どもも住民の皆さんと運動してまいりたいと思います。

以上です。終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前9時から継続することにいたします。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時25分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 高野 進

署名議員 安藤 美重子